

会報

第50号

国立大学協会

昭和45年11月

会 報

(第 50 号)

目 次

- 大学セミナーハウスの現状と問題点……………増田四郎 (1)
○大学保健のこと……………村尾 誠 (6)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録…………… (8)
 - (1) 第1常置委員会 (45.7.23)…………… (8)
 - (2) 第2常置委員会 (45.7.28)…………… (9)
 - (3) 第3常置委員会 (45.9.7)…………… (10)
 - (4) 大学卒業予定者就職問題懇談会
(文部省主催) (45.9.19)…………… (12)
 - (5) 第3・第4常置委員会合同委員会
(45.9.7)…………… (16)
 - (6) 第4常置委員会 (45.7.31)…………… (17)
 - (7) 第4常置委員会 (45.9.7)…………… (18)
 - (8) スポーツ傷害補償懇談会 (文部
省主催) (45.8.25…) …… (20)
 - (9) 第6常置委員会 (45.9.16)…………… (20)
 - (10) 図書館特別委員会 (45.7.20)…………… (24)
 - (11) 図書館特別委員会 (45.9.7)…………… (26)
 - (12) 教養課程に関する特別委員会
(45.9.25)…………… (27)
2. 諸会合…………… (30)

B 要望書等

1. 国立大学教職員の定員削減問題に関
する要望書の提出について
(45.9.1)…………… (32)

2. 昭和46年度予算, 大学保健管理施設
の増加, 充実ならびに奨学制度の改
善に関する各要望書提出について
(45.10.5)…………… (32)
3. 昭和46年度予算に関する要望書
(45.10.1)…………… (33)
4. 大学保健管理施設の増加, 充実につ
いて (45.10.1)…………… (35)
5. 奨学制度の改善について
(45.10.1)…………… (35)
6. 「大学の研究・教育に対する図書館
の在り方とその改革について」(第
1次報告) について
(45.8.17)…………… (36)
7. 財団法人語学教育振興会の I T C
(語学集中訓練) について
(45.8.11)…………… (36)

C 資 料

- 中教審第27特別委員会の審議事項
について…………… (37)

D その他

1. 学長・役員等の異動について…………… (39)

2. 寄贈図書..... (40)

3. 窓

○ 邪馬台国は南九州..... (31)

○ 和漢薬の研究について..... (38)

○ 「日光の自然を守る運動」をはじめた動機..... (41)

大学セミナー・ハウスの現状と問題点

増 田 四 郎

すでにご承知の方も多いことと思うが、八王子市下柚木の静かな丘陵にある大学セミナー・ハウスは、国公立の別なく、教師と学生とが起居を共にして人格的な接触をはかり、大学間の壁をはずして相互の交流を実現し、あわせてマスプロ教育の欠陥をおぎなうためにつくられたきわめてユニークな施設である。開館が昭和40年7月であるから、今年は5周年目にあたる。しかし開館までの準備期が4年あまりかかっているから、そのそもそもの発端から数えると、10年近い歳月がたったこととなる。

大学セミナー・ハウスが今日の盛況をみるにいたったことについては、まず何よりも草創期における多くの方々の理解あるご支援とご協力を挙げなければならない。政府の補助と佐藤喜一郎氏を後援会長とする財界からの援助、その実現に努められた大浜信泉・上代たの・茅誠司・石館守三等諸氏のご努力、そして何よりも現専務理事飯田宗一郎氏の献身的な活躍、加盟諸大学の学長および教授たちの協力、これらがみごとに合一したからこそできたのであって、そのいずれか一つを欠いても、おそらく成功しなかったであろう。その意味からすれば、セミナー・ハウスは、ここに集まる多くの学生たちが感じとっているであろうように、きわめて多方面からの善意の凝集物ともいべき施設であり、それ以上でもそれ以下でもない教師と学生のための共同の広場なのである。

組織は財団法人であり、評議員校、つまりメンバー・スクールは東京都および横浜にある国公立の36校から成っている。施設の主なるものは、逆ピラミッド型の風変りな本館を中心に、講堂、図書館、セミナー館3棟、1室2ベッドのユニット・ハウスが100室、教師館、それに今春完成した長期研修セミナー館などであり、ほかに大浴場や売店のあるサービス・センターやテニス・コート等が設けられている。数日間の滞在者にとってはスポーツ施設が不足しているが、場所が多摩丘陵であるだけに、散策のための山路には事欠かず、学生たちは三々、五々と八王子近傍の史蹟や名所を、勉学のあいまをみて楽しくあるきまわっている。

なお誤解のないようここに一言して置きたいことは、メンバー・スクールは36校であるが、施設に余裕のある時には、加盟校以外の大学でも利用できることになっている。加盟校は優先的に使えるということと、利用の料金がちがうというだけである。また後述する共同セミナーへの参加学生も、加盟校以外の学生からも自由に受けつけるしくみになっており、あらゆる学生に解放して募集するたてまえである。事実、北海道・東北や九州・近畿の学生も多数に参加している。

そこで大学セミナー・ハウスで実施されている仕事の内容を紹介すると、大きく分けてつぎの4つくらいになる。

その第一は、各大学でおこなわれている教師個々のゼミナールを、セミナー・ハウスにおいて集約的におこなう仕事である。これはいままでのところ、最も頻繁におこなわれた分野で、学園紛争などでおくれた学業をとりもどすのにも大きな効果があったように思われる。いや、そればかりでなく、指導教官と寝食を共にし、夜を徹して語りあうという経験は、大学内でのゼミナールではなかなかもたえないところであるため、予期以上の成果があるものと考えられる。

その第二は、セミナー・ハウスの企画委員会において計画する「共同セミナー」である。これは人文・社会・自然の各方面にわたって、現下で最も大切と思われるようなテーマをみつけ、それに最も適当な講師を数名お願いして、全体講義とセクション演習に分け、3、4日間に亘って、きわめて計画的におこなうセミナーである。企画は前もって各大学に周知方を依頼し、学生個人がセミナー・ハウスへ申込み、できるだけ希望のセクションを選べるよう配慮しつつ、全体を編成するやり方をとっている。具体的な一例として、この5周年記念でおこなう共同セミナーを挙げれば、テーマは「学問における創造とは何か」であり、全体講義は、大塚久雄・正田建次郎の両氏、セクション演習は、それぞれ専門の指導教師をお願いして、マルクス、ウエーバー、フロイト、柳田国男、本居宣長、カントル、アインシュタイン、ダーウィンの8名の学者についてゼミナールをやってもらおうという風である。

いままでこの種の共同セミナーは、すでに30回以上実施したが、きわめて好評であり、時には200名という学生の収容力をはるかにオーバーする申込み状況で、2度にわけて行ったことがあるほどである。また去る9月には、大学問題、とりわけ大学改革を中心に、現場で苦勞されている先生がただけの共同セミナーを催したが、これまたきわめて活発な討論会となり、予期以上の成果を挙げることができた。

共同セミナーは、いまのところ大体年7回実施しており、できれば1年間のスケジュールを年初に前もって各大学に公示したいと考えている。

事業の第三は、各大学が新入生に対しておこなうオリエンテーションに場を提供することである。これは4月に集中したのではこまるが、収容人数がせいぜい240名ぐらいであるから、いくつかの班に分けておこなわなければならないという不便がある。しかし新入生に対し、たとえ2泊3日でも教師と一緒に起居をとにし、人生と学問を論ずる機会を与え、誰かの講演を聞いてもらうということは、実に測り知れぬ影響のあるものであることは否定できない。

最後に第四の分野ともいえるべきは、学会や国際的交流の場として活用してもらうことである。これはすでにいくつかの学会がここでもたれ、外国学者の来訪もきわめて多く、セミナー・ハウスの学問的雰囲気をもりあげる上でも、今後とも一層活発にこの分野で利用していただきたいと考えている。それとともに、学界と実業界とをふくめた一種の研修会的な催しもここでもたれている。例えば公害問題のごときテーマでの研修がそれである。

以上、今までセミナー・ハウスでやって来た仕事のあらましを紹介したが、私どもとしては、5周年目に入ったいま、この施設を単に施設として利用者を待つといった姿勢にとどまらず、何か有意義な学問的活動の場として計画を一層充実させ、若い人たちを惹きつけるように工夫をこらしたいものと念じている。それにはまず何よりも、大学の教師たちが、この施設の活用に積極的に協力していた

だくことが肝要であり、ありとあらゆる学問が、何の束縛もをうけずにまったく自由にこの丘の上で、若い人たちを相手に論議されることが望ましい。私たちは、大学セミナー・ハウスが、何かの傾向をもった人たちだけの集合所になることは絶対にさけるべきであり、あくまでもヒューマニスティックな精神につらぬかれた真理をさぐり、人生を論じ、学問を語り、社会を見る目を養い、文化の創造を想う若い人達と教師との心のふれあいの場であるべきだと考えている。

私はかつて大学セミナー・ハウスは、この激動する時代における3つの架け橋をつくるため、何ほどこのお役に立てば幸いだと述べたことがある。それは、世代の架け橋と、理論と現実との架け橋、それに学問における分化と総合の架け橋を考えていたからである。このことは何もセミナー・ハウスに限ったことではなく、およそ現代の大学教育においてすべての方面で大切なことと思うが、しかし規模の小さい大学でこれを実行することは、事実上不可能にちかい。その点、36の加盟校のスタッフだけに限らず、全国的にみて最も適した講師を依頼することのできるセミナー・ハウスのごときは、きわめて有利な立場にあるといわなければならない。

目下、各大学における教養課程の改革が問題となっているが、もし私見を述べるのが許されるならば、セミナー・ハウスにおける共同セミナーを拡充することを通じて、各大学の教養課程と何らかの方法で組みあわせをつくり、学生たちにとって一層魅力のある企てが計画できないものだろうか、という夢のような希望である。収容力に限度のあることゆえ、それはなかなか実行がむずかしいであろうが、個々の大学の壁を破っての教育と研究の実施の必要ということについて、こうしたことも一考の価値があるのではなからうか。

以上、大学セミナー・ハウスの現状のあらましを述べたが、5年間の経験に照して若干の問題点を指摘してみると、つぎのようなことがいえそうである。

まずその一つは、こういう企てには一定の適正スケールというものがあるという点である、需要が多いからといって、むやみに大きな規模にすることは、かえって雰囲気をごわしてしまう危険がある。その点でいまのスケール、すなわち学生収容数二百数十名という程度が、一応適正なように思われる。

その第二は、相当広い敷地を確保し、環境の俗化をくいとめる必要があるという問題である。ご承知のように、八王子近郊も最近宅地造成がものすごい勢いですすんでおり、開館当初、1軒の家もみえなかった丘の上からは、いまでは足もとまで民家がおしよせているのがわかる。なんとかして残っている森や林を確保したいと思うが、地価の暴騰によって、これが容易でない。国や都または市などでこうした傾向に対し、何らかの規制の手をうつことが望ましいと考える。

その第三は、他に類例のない施設であるため、事務機構を整え、事務職員が気持よく仕事をする体制をつくるのが非常にむずかしいという点である。日曜や祭日、あるいは夏休みのような時ほど多忙であり、また夜間の仕事が多いという状況から、この方面の運営をスムーズに客観化することの困難さを痛感している。

その第四は、セミナー・ハウスの運営とりわけいろいろの企画について、加盟各大学の若手教授たちによる積極的な協力ということが、決定的に大切だという点である。セミナー・ハウスは幸いそうした諸教授の協力のもとに、有意義な企画を計画しているが、もしこれがなかったならば、それは単

に建物をつくってお客さんを待つだけという仕事に了ってしまうであろう。関西方面その他でも、これに類する施設をつくろうとする動きがあるようであるが、私は以上4つの点につき、充分考慮される必要があるのではなからうかと思う。

なお最後に開館以来の利用状況を、参考のため数字でしめすと、つぎのようである。

< 5年間の業績 > (昭和40年7月から同45年8月まで)

A 年度別利用状況調

種 別	年 度					
	40	41	42	43	44	45
	7~41/3	4~42/4	4~43/3	4~44/3	4~45/3	4~8
宿 泊 者 実 人 員	4,697人	12,119人	15,513人	17,756人	17,756人	9,133人
月 平 均	522	1,010	1,293	1,480	1,479	1,827
利 用 者 延 人 員	13,954	38,203	50,478	51,122	55,856	25,336
月 平 均	1,551	3,184	4,207	4,260	4,655	5,067

※昭和44年度における開館日数 350日 休館日数 15日

さらに昭和44年度だけの大学別の利用状況を表示すれば、つぎのような結果がみられる。上位15位までと、ゼミナール回数は少なくとも、宿泊人数の多かった3校をしめしたもので、加盟校のすべてが、何回か利用されていることはいうまでもない。

B 総括表 1. ゼミナール回数 3,122 2. 宿泊実人数 76,967 3. 利用者延人員 234,949

大 学 別 利 用 状 況 (昭和44年度)

区 分	セ ミ ナ ー 実 施 回 数					計	宿 泊 延 数 (年間合計)
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月			
1 慶応義塾大学	(回) 18	(回) 10	(回) 20	(回) 4	(回) 52	(人) 1,728	
2 東京都立大学	11	7	14	14	46	926	
3 早稲田大学	0	5	18	15	38	1,207	
4 東京大学	7	6	3	9	25	951	
5 日本女子大学	6	5	6	7	24	587	
6 上智大学	3	5	9	6	23	841	
7 青山学院大学	7	6	3	5	21	602	
8 法政大学	6	6	6	2	20	943	
8 中央大学	1	3	5	11	20	699	
9 一橋大学	7	2	6	4	19	344	
10 立教大学	3	4	7	4	18	351	
11 東京学芸大学	3	5	3	5	16	674	
12 東京工業大学	6	4	3	2	15	534	
12 明治学院大学	0	1	9	5	15	280	
13 東京経済大学	2	5	3	3	13	353	
14 東京女子大学	4	2	3	3	12	119	
15 成蹊大学	1	2	3	4	10	494	

(備考)

その他

武蔵工業大学	(ゼミ回数 8	宿泊延数 1,503)
津田塾大学	(ゼミ回数 4	宿泊延数 517)
お茶の水女子大学	(ゼミ回数 7	宿泊延数 324)

大学セミナー・ハウスは、過去5年間、大様上述のような実績をしめして来たが、今後はこの軌道の上に、どういう内容を充実させてゆくべきかという課題をかかえている。各大学当局のご理解とご協力を願うや切なるものがあるが、特に若い教授たちの積極的な理解と協力に俟つべき点が多いと考える次第である。

(昭和45年10月)

(大学セミナー・ハウス館長)

大学保健のこと

村尾 誠

国大協の第四常置委員会に出席するようになってから、随分長い年月が経ったことになる。この間、私の発言の場は主として保健問題とくに保健管理センター設置に関したことであったので、本稿の内容も自然にその話題に傾くことをお許し願いたい。

東京大学在職中、学生保健診療所長を拝命して痛感したことは、日本の将来にとって、これほど大切な人材の集っている集団はないと思われるのに、自からの健康を守ろうという積極的な意識が構成員の間に低く、また保健対策の組織そのものも弱体で、所長自身の職も東大で仮に設けて、某学部のみき定員を流用している状態であることであった。それでも、東大のような大きな組織の下では人員も費用も大学内の措置である程度は補うことが出来たし、運営の面では、総長自から主宰される保健委員会の活動力が高く、全学部長、事務局長、学生部長が一致して、私共専門職の方針に賛同援助されたので、精神衛生対策や研究室での災害対策などの新たな方向に一步・二歩と前進することが可能であった。大学の保健に関する悩みは、各大学にも共通したものがあり、とくに規模のより小さい大学では、学内措置で運営していくことは、ほとんど不可能であり、大きな大学であっても、いつまでも臨時の学内措置ですませているには問題が余りに大きいことが、各方面で認識されてきた。そのような背景の下で、京大宮田所長、北大佐々木所長と私三人を専門委員として第四常置委員会に推薦されたのは、当時の東大の斯波学生部長であった。委員会に出席してみると、私共の要望はそのまま学長委員全員のお考えに沿うものであったので、比較的短期間のうちに国大協全体の声として要望活動が具体化し、文部省笠木学生課長、山中課長補佐の時代に、保健管理センター設置が予算化されたのである。以来、委員会の議題は年とともに変遷しているが、保健センター制度の拡充と、研究・実習等に伴う災害対策についての具体的提案を中心に進行している。

近頃マスコミが公害問題を今さらのようにとりあげているが、浮び上がった汚物の醜さを責めることにのみ急で、汚物を必然的に排泄する人間の生態への基本的な考察が乏しいように思われる。欧米を旅行した人が日本の生活態度と対比して嘆く言葉の一つに、環境の公共性の無視、個人の恣意の優先が挙げられている。日本において特に公害問題が重大であるとするならば、この日常生活の上での無反省こそが底辺に横たわる最も重要な原因であろう。これを改めない限り、個体保持、自己優先の情動は人間の本性に近いものであるから、新たな公害が次々起りうる事が予想される。

大学人であっても、保健に関する意識は決して国民平均より高いものではないようである。大学における高度成長は研究アイデアの先行の形で現われ、予算は決して安全衛生対策に置かれていない。さらに不幸なことには、必要な経費の2割程度は何等かの形で削減を受けて研究者の手許に達する仕組みになっているので、当初安全対策に計上されていた費用があっても、その際カットされる運命をたどるのが通例である。放射性物質の取扱いをめぐって、最も敏感であるべき大学附属病院のなかでも問題がないとは言えないのが現実である。高度な独創的実験においては、当然と言ってよい程に、危

険度未知の物質が発生しうる。それらも大学の下水に流れこんでいる。幸い稀釈されてわからなくなるだけのことである。

保健活動は人間生態の底流に逆らう闘のようなものである。その意味では、大学においてもその活動にはしかるべき強さを持たせなければならない。強制される強さでなく、克己心の強さが必要であろう。同時に大学行政の上でも保健活動が有意義に実行され、そのことが自然に保健教育として、職員・学生の心に住みつくような方策が推進されなくてはならないであろう。大学保健管理センターが開設された時には、大学行政上で画期的な決定がなされたと私共は感謝した。しかしその後の経過をみると、規模はむしろ縮小し、またセンターに期待される役割も一段と低くなっているように思われる。大学における保健活動の低調さは、次代の日本の保健活動の低調さに通ずるものがあるのを恐れ、各方面の理解と推進を願って止まない。

(北海道大学医学部教授)

A 事業報告

1 諸会議議事要録

(1) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和45年7月23日(木)午後1時30分

場所 国立大学協会会議室

出席者 中川委員長

堀内、松田、福井、宮島、藤岡、小野
山田、倉田、広田各委員

小塚臨時委員

桑原、橋本、福与各専門委員

藤田中教審第26特別委員会委員

中川委員長の主宰により開会。

初めに、臨時委員として出席の小塚先生の紹介があって、続いて、本日は、中央教育審議会第26特別委員会の藤田委員に特にご出席を願って、後ほど「高等教育の改革に関する基本構想」の問題についてお話しをうかがうはこびにいたしました旨述べられ、次いで丁子主事より配布資料について説明があって後、前回の議事要録の朗読があり、これに対する意見は要録をプリントした上であらためてうかがうこととした。

次に、丁子主事より、去る7月6日7日の2日間にわたって泊り込みの上行なわれた小委員会の審議の模様について、6日の午前10時より7日の夕方まで、中川委員長、松田、宮島各委員、小塚臨時委員、桑原、中川、柿内、成川、橋本、福与の各専門委員の方々の出席のもとに、先ず、各大学からの回答に見られる問題点を各専門委員がそれぞれ分担して拾いあげ整理し、これについて全体的に検討を加えた上、更

にこれを各分担者において整理の上、国大協事務局までお届けいただくことになった旨説明があった。

委員長より、以上報告のとおりであるが、小委員会としては、これをプリントしてそれぞれ小委員に届けご検討願って、9月の委員会までに原案をまとめる必要があるので、どのような方法で進めるかについて諮られ、結局、小塚臨時委員と中川、柿内各専門委員にお願いして取りまとめを願うことに了承された。

次に堀内委員より、中教審の中間報告を批判された「大学改革の諸問題」(別冊)について説明があり、続いて藤田先生より、中教審の高等教育の改革に関する基本構想は、来年3月に最終的に決定することになっていて、その後の実施計画については、本年中に検討することになっているが、ちょうど第25特別委員会の中間報告が出されたので、目下休会中である。今日は皆さんのご意見もうかがわせてほしい旨の挨拶があり、直ちに、問題点についてうかがう形で話し合いに入り、およそ次のような点について質疑応答があった。

- 学部課程が充実すると大学院を置く考え方は、どうか?
- その考え方は変っていない
- 第1種でも、教育だけでなく、当然、研究が必要だが、案の中には、研究の文字がどこにも無いが?
- どこかに書いてあった筈だ、「教育組織」に書いてあるかと思う。
- 中教審は、研究と教育を分離して考えられるのか?

- 大学の場合は不可分のもの、ただ今度の場合は力点は教育にあることは事実である。
- 西田氏の講演の記録にも研究の面が出ていない。第1,第2,第3種は大学でないといっている。第4,第5だけに当てはまるのか?
- 公権力の問題について、国が財政上の統制を行なう点が問題である。マスプロ教育の問題については何もふれていないが?
- 公権力の介入をきらう場合は法人にすればよい、従来の国立大学のような形なら管理を徹底させるべきだ。
- 種別化を認めることは格下げにつながらないか。
- そのような考えはない。年限を少なくすることは他の関係からである。
その他種々意見の交換があった。

次に、「中教審の高等教育の改革に関する基本構想」に対する意見のまとめについての審議に入り、

本意見は、第1常置委員会として出すか、国大協の意見として出すかについて意見の交換があり。国大協としてある程度まとめた意見を出すべきで、それには、先ず問題点をしぼることが必要であり、その作業は第1常置委員会が当たる必要がある。明瞭なものはよいとして先ず問題点を拾いあげること、そこで、先ずこれが作業を小塚臨時委員と外に2~3名の専門委員にお願いすることとし、結局小塚臨時委員と松田、中川、柿内の各専門委員にお願いすることとした。

(2) 第2常置委員会議事要録

日時 昭和45年7月28日(火)午前10時
場所 学士会分館

出席者 秋月委員長

実方、横田、長崎、統 五嶋、菅、飯島、熊谷各委員

肥田野、小西各専門委員

秋月委員長の主宰の下に開会。

1. 全国立大学共通第1次入試について

初めに委員長より、前回の委員会で、統一テストより共通第1次入試の方が良くはないかとの意見があったが、その後大学基準協会の方でも入試改善委員会設置の動きがあり、その理事会でも国公私立を通じての統一テストを行なってはとの議も出ている旨述べられ、ついで改めて統一テストがよいか、共通第1次入試の方がよいかと諮られ、種々意見の交換を行ない討議した結果、先ず国立大学だけで共通第1次入試を行なうのがよいということになり、本委員会としてはこの線で審議することとした。

共通第1次入試を行なう目的および主旨の基本線は、次の3か条であることが確認された。

- (1) 第2次入試が綿密に行なえるようにするため
- (2) 高校における教育の正常化に資するため
- (3) 共通第1次入試の成績をどのように取り入れるかは各大学の自主的判断に委ねる

つぎに、入試の実施は全国一斉がよいか、各地区ブロック別位がよいかについては、実施上からも全国一斉の方が便利であろうという意見が強かった。また、これをどのように実施するかについては色々な意見があったが、とにかく“国大協が発案して自主的に行なうものである、”との基本線を堅持すべきであることには意見が一致した。実施委員会を設けて、その委員長のもとで出題委員を選考してはどうかとの案も出された。しかし、これにしても、委員会の権限、責任などについては、法制的にも十分検

討の必要があることが論議された。

また、他の一案としては国大協が発案して一つの法人をつくり、それに委託してはどうかということである。いずれにしても相当の予算としっかりした事務機構を持たなければならぬので、矢張り文部省とも打合わせをする必要があるろうということになり、次回の委員会までに委員長が文部省当局の意向について（非公式）協議することとした。

次に、試験をどこで実施するかについては、高校側の協力を要請しなければならないであろう（但し、高校側職員に入試委員を国大協から委嘱する形式で）ということであった。

なお、出題委員に高校側教官を参加させるかどうかについては、プラスの面とマイナスの面とが、こもごも主張された。また、試験科目については、5教科にするか3教科にするか、一次の科目を多くして二次の科目を少なくするか、反対に一次の科目を少なくして二次の科目を多くするかなどが考えられるが、これらについても高校側の意見を徴することも必要であり、このことも次回委員会までに、委員長が高校長協会と非公式に談合しておくことになった。

2. I期・II期の問題について

前回のアンケートにより、多数大学からI・II期の分け方を考え直すべきだとの意見があったので、その線で審議をすすめることとした。

現在のI期校・II期校の区分を学部別にみると、続委員の調査（別表①②）でも明らかなように不合理が多いので、同委員が別表③、④のように区分わけを変え、I・II期を隔年交替に行なってみてはとの試案が出された。これ位思い切った改変を行なうのであれば、I・II期の問題は解決しないであろうというのが、多数委員の見解であった。ただし、この改変にあ

っては、基本原則として「第I期校に入学を許された者に対し、第II期校受験は無効とする」を堅持すべきだとの意見が力説された。

また、予て委員長から提案があった、東日本（その西の端は石川、富山、長野、山梨、神奈川）と西日本とに分ける案も考えてみてはとの意見も出された。いずれにしても、続案をもっと仔細に調べていただいて適当に修正するなりして、秋の総会にはかつては如何かということになり、次回までの宿題とした。

○ 次回委員会

9月29日（火）午後1時

場 所 国立大学協会

議 題

- (1) 入試問題（特にI期・II期の分け方と内申書の取扱い）について
- (2) その他

(3) 第3常置委員会議事要録

日 時 昭和45年9月7日（月）午前10時

場 所 学士会分館 8号室

出席者 井上委員長

松本、関、鐘ヶ江、綿貫、池田、後藤砂崎、山田、広橋、葛西、永松各委員
福田、総山、倉石、三島、佐藤各専門委員

井上委員長主宰の下に開会。

委員長より、開会の挨拶があったのち、去る8月17日逝去された故細谷委員（前山形大学長）の冥福を祈り委員一同哀悼の意を表した。

ついで、前回（6月27日）の議事要録を朗読し、承認があり、続いて、丁子主事から本日の会議資料（午後開催の第3、第4合同常置委員

会を含めて)の説明があつて議事に入った。

1. 「学寮問題に関する意見調査」の各大学の 回答状況について

「学寮問題に関する意見調査」に対する各大学からの意見回答のとりまとめは、三島専門委員にお願いし、別紙「学寮問題に関する意見調査」の集計状況のとおりまとめたので、これについて本日は同委員から説明を願うことになっていたが、未だ来会されていないので会議の進行上、初めに、この調査に対する意見として特別な回答を寄せられた茨城大学と香川大学からの回答(別紙)を読み上げてこのことについての意見の交換を行なった。

(三島専門委員出席)

続いて、三島専門委員より、同委員がまとめられた別紙会議資料「学寮問題に関する意見調査」の集計状況について次のとおり説明があつた。

各大学では、それぞれ事情も異なっているのでこの回答には相当ご苦勞を煩わしたことと思ふ。回答を見ても、その意見はかなりまちまちで、意見のとりまとめはかなり困難であつたが、別紙のとおりとりまとめをした。この集計によつて一応の方向性はつかめたと思ふが、照会項目外のその他の意見も多く寄せられ、これらの意見は今後この学寮問題を検討するにあつて貴重なもので十分考慮をする必要があろうととりまとめの感想を述べられ、集計の結果について各調査項目にわたつて詳細に説明があつた。

ついで質疑に移り、各大学の学寮の運営状況や入寮者の選考方法等を現在どのように行なつているか、また、このアンケートの結果を第3常置として今後どのように取り扱うか等の質問があつたが、この学寮問題の調査結果の取扱い

については、第4常置委員会とも相談の上きめることとした。

2. 学生問題について

この問題は、最近やや表面的には大きくとり上げられていないように見受けられるが、解決した大学は殆んどなく、多くの大学は、今なお、学生の管理運営参加(学長等の選挙参加等)、学寮問題その他いろいろの問題が取り上げられているが、現在のところ大きな動きは見受けられないようだ。

3. 学生会館について

委員長より、前総会の際、藤岡山梨大学長より、学生会館のあり方とか管理規程などについて、国大協として考えてほしいとの提案があり、会長より第3常置委員会で検討したらどうかとのことで本委員会としても検討することにしようかと諮られ、とりあげることにした。山梨大学では学生会館が既に出来上つているが、学生側と大学側との間で意見が対立して未だに使用できない状態になっているとのであるが問題点がどこにあるのかよく事情がわからないので、第3常置としては藤岡学長によく細かい事情を伺つて、改めて本委員会で検討することとした。

なお、学生会館の現状について下記のとおり報告があつた。

○ 茨城大学

学生に大体の運営を任せ、大学では大事なポイントだけ管理している。今のところ問題はない。

○ 大阪大学

阪大では、学生会館は、学生が運営委員会に委員として半数参加しているが、事務的には、大学が管理していて、今のところ問題はない。学生会館の各室は全くオープン形式で、学生の

部屋といわれる専属の室はなく、使用の都度申込書を出させて使用している。

○ 信州大学

信州大学には学生会館に相当する自治会室があるが、現在のところ問題はない。管理は教養部の事務で行なっている。

4. 体育系サークル部室の新営に関する基準試案について

本委員会はさきに「文化系サークル部室の新営に関する基準試案」をまとめ文部省へ要望したが、体育系サークル部室の新営基準試案もつくったらどうかとの提案があり、協議の結果、この問題をとりあげ検討することになった。然しこの問題を検討するには体育系の教官を専門委員に加えて検討することが必要で、また、文化系サークル部室とのバランスの問題や、部室と言っても体育を正課としたものだけを対象とすべきものとする等の意見があった。なお、体育系の専門委員として適任者があれば推せんして頂くこととした。

5. 卒業予定者の就職あっせん時期について

例年問題となっているこの問題については、本年も近く文部省が主催となって懇談会が催される予定であるが、国大協としての態度はどうあるべきかについて昨年の事情を説明しながら諮られ、協議の結果、効果のある名策もないので本年も従前のおりとする事とした。

6. 学生処分の問題について

大学紛争に関連したことで、学生処分の問題が解決したところがあるかどうかとの質問があったが現在のところ処分の確定した大学は無かった。

○ 次回委員会

次回には主として学寮に関するアンケートの結果をどうするか、および体育系サークル部室

の問題について、協議することとした。

なお、大体10月下旬に開催することを申し合わせ、日時は追って決めることとした。

(4) 大学卒業予定者就職問題
懇談会要旨(文部省主催)

日 時 昭和45年9月19日(土)10時~12時30分

場 所 霞山会館竹の間(9階)

参加者 国公立各大学団体関係者
文部省

村山大学学術局長、齊藤学生課長ほか

概 要

初めに村山局長から、大学卒業予定者の就職問題は、その事柄の重要性から毎年申し合わせについて協議して来た。企業の利害に関係するので仲々難しい問題だが、学生の修学の目的を達した上で大学から送り出すことが、結局学生にとっても社会にとってもプラスであることを、十分理解して貰えるようにさらに努力したい旨の挨拶があり、次いで齊藤課長よりも就任の挨拶があったのち懇談に入り、概要次のような話し合いが行なわれた。

1. 本年の「申し合わせ」以後における就職状況について

○ 国大協 国立大学について青田刈初刈等の新聞記事は、仮に事実があるとしても極く一部の例外であって、協会の根本姿勢には変りはない。

○ 公大協 例年よりも今年は多少ひどくなっているようだ。

○ 私大連 自由公募の形で行なわれるのが多く、大学は守れないことを学生に強いる形に

なっている。

- 懇話会 申し合わせについて、ないよりはあった方がよいという意見で今年は続けることになった。
- 私大協 今年の申し合わせは例年よりも一歩前進したものだが、客観情勢の関係で守られ難い状況になっている。
- 国短協 国立大学の短大は、全部夜間部で勤労青年の教育だ。昼間部よりは毎年少し遅れるので、短大の就職戦線はこれからという情勢だ。
- 私短協 守れるような協定をして欲しい。正直者が馬鹿を見る申し合わだとの批判がある。

(注) 公短協欠席

2. 「申し合わせ」についての free talking

- 協定をしてもこれには脱法行為の余地があるのではないか。企業と個人が雇傭契約を結ぶのを大学がいけないとはいえない。大学として破っているところはどこもあるまいが、外部の情勢で実際上破られているというのが現在の国公立各大学共通の姿ではないか。
- 今年は5月の段階で殆んど決まった。客観情勢はどんどん進んでいる。大学がどうこういってしようと実情はそうになっている。
- 6月でも7月でも、兎に角守れる線で行くべきだ。なお申し合わせ第2項には10月1日を目途とするということがあるが、これが守られぬものならやめてもよいのではないか。
- 以前のこの会議で推せんと就職事務とは同じだということを確認している。申し合わせの中で10月1日を目途とするといっているのは、昭和40年頃の会議で、このまま進んで行ったのでは、次第に早くなって教育上から見

てジリ貧の状態になる。将来いつかはもとのように10月1日に戻ることもあるという意味で、目途とするとしただけのことだ。

- 国大協は10月1日厳守をいっているがこれは、今年だけのことでない。
- 就職事務と推せんとはちがう。申し合わせの範囲内で厳重にすることは違反ではない。

3. 所謂「野放し論」について

- 10年位前と今日では、就職事情がちがって来ている。就職難の時代には大学が就職に努力をし、学生も企業側も大学の推せんに頼っていた。その時代には大学側が申し合わせをすれば守れたが、今では企業側は大学の成績証明など必要として居ない。企業はただ多数の者を早く集めればよしとし、学生もまた、よいところに早く決まれば別だが、そうでなければ何度でも受けるのが普通だ。就職後でも1年位で転職する者が非常に多くなっているという時代だ。
- 就職の実際の当事者は学生と企業で、大学はいわば職安の肩代りをし、就職の窓口になっているに過ぎない。申し合わせが効果のあるのは、就職の需給が均衡しているときであって、今のような時代に直接の当事者でない大学側が、申し合わせをしてもどれだけの効果があるのか。申し合わせに企業側も入るといふのなら兎も角、それでもなければ寧ろ暫く野放しにして見てはどうか。困って来れば、企業の方から申し入れをして来るようになるだろう。
- その話はいつの会合でも出るが、大学の教育機関としての立場からすれば、就職時期の協定はぜひ必要だ。今は自由公募の形が多くなって、大資本だけに有利になっている。学

生も、就職しても適職でないところに居、常に不満な生活を送って居る者も多い。矢張り適当な進路指導を行なうべきで、自分の方ではそれをやっている。

- この問題は20年前に文部省が労働省と大喧嘩して決まったものだ。大学生の就職は労働の需給関係だけで行くべきでなく、教育的措置として考える必要がある。
- 状況が斯うなったからといって、現象だけを見てすぐやめて仕舞うことを考えるべきではなく、守れないのは何のためなのかをよく考え、少しでも守れるように努力すべきだ。兎に角申し合わせはないよりはあった方がよい。
- 自分の方の会合でも、この問題は、結局は常識的に、申し合わせは残すという話になる。これは教育問題なのだから、企業を責めるより大学が努力すべき問題だ。
- 申し合わせを若しやめるとしたら社会的影響がどうなるかを考えて見るべきだ。そのときになって初めて申し合わせの価値がわかる。

4. 企業側の反省について

- 違反には制裁が伴わなければならぬ。然し就職の関係で会社を制裁するという訳にも行くまいし、また大学についてもそうだ。結局制裁するというなら、学生本人位についてのことになる。違反したら卒業させぬということだが、実際問題としてはそれも仲々難しい。
- 然し、企業側についても若干反省のいろが見えて来ている。早く決めても途中で他に逃げられる。また採用しても、そのような者には小利口な人間が多いので、これは考えものだと言っている向もある。また企業側のなか

にも、例えばある大企業で、違反してやって来るような学生は自分の方では受けぬといっているところもある。

- 来年の就職事情を想定すると、可成り状況は流動的だ。公害問題、日米貿易その他経済界の大きい変動で、企業側の浮沈も多いと思われる。それに伴って、早く決めても学生の取消が益々多くなろうし、企業側の反省も深刻になりそうだ。

5. 米国の就職事情その他

- 米国では、最近就職状況は100%でなくなった。売手市場から買手市場にまわるようになったという。
 - 日本でも、今年の求人傾向は数が得られればよいということから、セレクトする傾向に変ったといわれる。
 - 確かに売手市場の姿は大分薄くなって来ているようだ。
 - 米国では、要工系の学生は少ない。それは理工系出身者は、会社でも責任の重い立場に立たされる。そのため学生は余り理工系に進みたがらぬせいもあるという。日本とは考え方が逆だ。
 - 米国では、1年のときからスカウトする。それが最初は10人位でも、次第に減って5人になり2人になり、最後に会社から卒業するときぜひと頼まれるのは1人になるという。
- #### 6. 就職が早く決まることがよいか悪いかについて
- 就職が早く決まると勉強しなくなるということには疑問がある。安心して就職後に役立つことや教養的なことをやるのが何故悪いか。
 - 遊ぶ者も居るが、就職が決まってこれから本気にやろうとする者も確かに居る。

- 然し、よいところに早く決まればよいが、仲々そうは行かないで1人で何回でも入社試験を受ける。その間は学校の勉強など身に入らぬ。数としてはその方が多い。

7. 工業教育協会との関係について

- 4月1日の申し合わせのときは、私大連が6月1本にしようと主張したのを、話し合った結果今年は従来どおりで行くことにした。然し、6月と7月と理工系と人文系が別々になっているというのも矛盾がある。今度は、工業教育協会に交渉して1本にしようということだった。この経過を振り返った上で話を進めて欲しい。
- 工業教育協会に対しては、既に文部省はタッチしている。呼びつけるのではなく、対等の立場で話し合って行きたい。
- 大分前の話では、工業教育協会でも来年は10月1日にすることも出来るのではないかということだったが、その後正式に相談する前に、内部的に地方支部の意向を聞くと、約4分の3は今までどおり、6月がよいということだったので、7月に総会をやった際には、就職問題は特に議題にとり上げなかったと言うことだ。然し、今度また文部省から話が出たのを機会に、委員会を開いて(9月末か10月初め)相談したいとのことだ。
- 工業教育協会が6月というのは、工場実習の関係があるからだが、然し、工場実習は就職には関係なしにやれるのではないかという説もある。
- 工場実習をやる数は、最近次第に減って来ている。大学紛争の関係もあるうし、また最近のようにすべてのテンポが早くなると、工場実習の効果は余り期待が出来ない。
- 工業教育協会との話し合いは、文部省がや

るか、またその内容はどういうことか、

- 時期は成るべく揃えた方がよい。6月に揃えるなら工業教育協会との摩擦はない。7月にするということについて。工業教育協会と話したい。文部省で先ずやって見て、場合により各団体にも応援をお願いするかも知れない。
 - 工業教育協会には、文部省はもっと積極的な態度で当って欲しい。自分の方で困るのは、6月か7月かの問題でなく、協定期限の問題を工業教育協会に先取りされることだ。
 - 工業教育協会の態度がわかったら、文部省から各団体に電話で知らせた貰って、それによって各団体は内部で相談することにしてはどうか。
 - 工業教育協会との話が成立したところで、次回をやってはどうか。
- ## 8. 話し合いに産業界も参加することについて
- この申し合わせに企業側も入るのが一番よい。入れなくともせめて同調して貰うことが必要だ。
 - 産業界からもここに出席して貰うことがよい。ああでもない斯うでもない話を、当事者の産業界を呼んでよく聞いて貰いたい。
 - 日経連以外からも呼んで懇談してはどうか。
 - 日経連のほかには、経団連、同友会、商工会議所等があるが、主体は日経連だ。
- ## 9. 「申し合わせ」の時期について
- 申し合わせは今度は早くされたい、今年などは担当者も馬鹿にしている。皆すんで仕舞ってからの申し合わせでは、余りに白々しいという。
 - 目標は、今度は年内に決めるということにしたい、遅くとも1月中にはやりたい。
 - 次回

この懇談会の次回は、大体10月中旬ということにする。

(5) 第3, 第4合同常置委員会 議事要録

日時 昭和45年9月7日(月)午後1時~午後3時

場所 学士会分館8号室

出席者 第3常置委員会側

井上委員長, 松本, 関, 鐘ヶ江, 綿貫, 池田, 後藤, 砂崎, 山田, 広橋
葛西, 永松各委員

総山, 倉石, 三島, 佐藤各専門委員

第4常置委員会側

柳川委員長, 村尾, 一場, 相磯, 清水, 富山, 井上, 山崎, 平, 久保,
小池, 中塚各委員

池田, 小路各専門委員

初めに、井上第3常置委員長より、本日は学寮問題について、国大協としてどうしたらよいか、これに関する検討資料として各大学からの意見の調査を集計し、大体その状況も別紙「学寮問題に関する意見調査」の集計状況のとおりまとめたので、これを参考として、この問題について検討していただきたいと挨拶があり、ついで第3, 第4各常置委員会の教員委員と専門委員の自己紹介があり、議事に入った。

1. 学寮の問題について

初めに、柳川第4常置委員長より、本日午前に行なわれた第4常置委員会において、学寮問題を三島第3常置専門委員より各大学の意見の集計状況について詳細な説明をきき、また、井上(第4常置)委員より現在文部省において検

討されている「学生関係施設の整備と管理運営に関する研究部会」の状況を聞いた上種々意見の交換を行なったが、井上委員はこの研究部会の委員として出ておられる故をもって、特に紹介されたものであると報告された。

続いて、井上(第4常置)委員より、文部省内の「学生関係施設の整備と管理運営に関する研究部会」で検討している学寮問題の検討状況について詳細な説明があった。

続いて井上第3常置委員長より、第3常置委員会で調査したアンケートのまとめた結果を、今後公表するとすればどのような形でやるか或いはどのように今後取り扱うべきかについて諮られ、第4常置委員長より第4常置委員会としては、未だこの学寮の問題については最終的の意見がきまっていないが、公に議論した場合と実際的には、内容説明の不十分等もあって、まるっきり反対の結果が出ることもある。続いて他の委員より、廃止説はそれでよいとして、折角このアンケートの結果がでたのだから、存続するとすればどんな形であるべきか、そんな点を検討してさらにアンケートすることも考えてよいのではないかとの意見があった。

ついで、井上第3常置委員長より、過日近畿地区の国立大学学生部部課長会議で決議した別紙「学寮における経費の負担区分についての通達に関する意見および要望書」を9月1日当番校である和歌山大学が代表者となって文部省ならびに国大協に提出した旨全文を読み上げて報告説明があった。

最後に、井上第3常置委員長より、第3常置委員会としては、このアンケートを基にした意見をどう処理すべきか、例えば○管規程に対する問題とか炊夫の公務員化の問題などをどのように取り扱うべきかと諮られ、これをもう少し

検討の上問題点を整理し、廃止すべきかどうかをも更めて追及していく必要があること、また寮とは何かを検討して、その解釈が決まれば、問題点も自ら決まってくるので、細かく分析して見る必要があろうなど協議の結果、本日は結論を得るまでには至らなかったが、今後第3常置、第4常置それぞれ検討した上、もう一度アンケートをとるなどして検討を重ねることとした。

なお、その際他の委員より、寮廃止説が一部にあるにせよ、アンケートの結果、意見が集約されているのだから、その中の○管廃止とか重要な点を取りあげてこれを解決するなどむしろ改善充実の方向に進めるべきで場合により要望書を提出するなどのことも検討してほしい旨の希望があった。

(6) 第4常置委員会議事要録

日時 昭和45年7月31日(金)午前10時

場所 学生会分館3号室

出席者 柳川委員長

村尾、一場(代能町)、清水、富山、井上、宮田、平、小池、中塚各委員
小倉、池田各専門委員

柳川委員長主宰のもとに開会。

初めに、新たに教員委員となられた宮田教授(京都大)の紹介があり、次いで前々回(6月25日)および前回(6月27日)の議事要録を朗読し、一部削除の上承認された。

1. 学生の災害補償の問題について

井上委員より、保険会社と話し合ったところ、一会社でなく、全体として進んで協力したいとのことであり、その話し合いの際、会社としては学生の実数だけでなく、実験、実習(災

害を伴うおそれのあるもの)を伴う学部別、課程別の学生数(大学院学生を含む)を知りたいとのことであったので、早速国大協事務局へ依頼し、各大学へアンケートをしてもらうよう申し入れた旨報告があり、事務局では直ちにこのことについて各大学へ照会した旨報告があった。

次に、本問題に関連して、小池委員より、玉川大学における実施例(但し現在は中止している)について(加入学生数4,360名、補償額限度20万円、掛金1人年400円、怪我1/1000怪我は1週間以上のもの、軽傷は60日で打ち切り、入院180日間)説明があり、本件は、実施するには最も良い時であると思われるので、井上委員ほか各位のお力添えにより実現するよう進めていくこととした。

2. 共同厚生施設等について

委員長より、本問題についての文部省の意向や東北大学の計画などについての話があり、小池委員より八王子にある「大学セミナーハウス」の運営等についての実際について、池田専門委員より九州地区国立大学九重共同研修所の状況について説明があり、さらに小池委員より、固定された施設でなく「船」による洋上での共同研修の構想について説明があり、「船」について日本巡航見本市協会に事情を問い合わせることとした。

なお、平委員より、洋上市民大学として神戸商船大学の大学開放講座「船舶と海洋」の開講について説明があった。その他万国博閉会後の施設の活用などの問題についての話もあり、以上、共同施設の問題については、各地区学会会議でも促進方を盛り上げることとし、中国四国地区については、本日欠席の久保委員(高知大学)に、本日の話し合いの結果を連絡の上善処方を依頼すること、その他九州大学の九重共

同研修所の利用者数、運営費の分担状況等について、また、群馬大学の赤城山寮の運営等についても調査の上審議の資料とすることとした。

3. 育英奨学金の拡充について

委員長より、学生の奨学資金に銀行ローンを取り入れる構想を具体化するために、文部省に設置された「育英奨学制度改善に関する調査研究会」での審議の様相について、この制度は、国が損失補償や利子の一部を負担することによって、経済的に恵まれない家庭の学生が、大学の身元や修学の証明により銀行から無担保で学費を借入れ、卒業後一定期間内に償還するといったものであり、自分としては、この制度のために従来の日本育英会の奨学制度が縮小されるようなことなく、双方とも拡充されるようにとの意見を出しておいた旨報告があり、以上本件は拡充する分には異論はないと思うが、考え方をどのように反映させたらよいか、ご意見を聞かせてほしい、今後の動向についても、その都度報告することとしたい旨述べられた。

4. 要望書について

(1) 大学保健管理施設の増加、改善、整備について

宮田委員立案の別紙要望書案について審議に入り、一応案文を朗読しその内容について検討の結果、原案どうり可決、本件は要望することについては総会で承認を得ており、案文も一任されているので、これで手続きをとることとし、第6常置委員会にも連絡することとした。

(2) 奨学金制度の改善について

小倉専門委員において立案の別紙要望書案について、これを一応朗読の上検討の結果、原案どおり可決し、本件も総会において(1)の問題と同様承認を得た事項であるので、その

手続きをとることとした。

5. 寮の管理について

寮の管理の問題について話し合いがあり、寮は教育施設か厚生施設か、また全寮制の理念等について種々意見の交換があった。

(7) 第4常置委員会議事要録

日時 昭和45年9月7日(月)午前10時

場所 国立大学協会会議室

出席者 柳川委員長

村尾、一場、相磯、清水、富山、井上山崎、平、久保、小池、中塚各委員
池田、小路各専門委員

柳川委員長主宰の下に開会。

委員長より開会の挨拶の後、新任の千葉大学の相磯学長、新たに専門委員に選任された小路長崎大学助教授の紹介があつて議事に入った。

二宮主事より、配付資料について説明があつて後、委員長より、午後、学寮問題について第3、第4常置委員会の合同委員会が開催されるが、別紙「学寮問題に関する意見調査」の集計状況を三島第3常置委員会専門委員に取りまとめを願ったので、説明願いたい旨述べられ、三島専門委員より次のような説明があつた。

1. 「学寮問題に関する意見調査」の各大学回答状況について

一般的に見ると、回答状況はかなり良好であるが、さみだれ式に各大学から回答があつたので、2、3回手直しをした。さらに回答は多岐多様にわたっているのでとりまとめに苦慮した旨述べ、別紙「学寮問題に関する意見調査」の集計状況について項目別に詳細な説明があつた。また、別紙「中教審中間報告(抄)」につ

いてはアンケートの立場とは違っている旨の説明があった。

次いで、井上委員より文部省に設けられている「学生関係施設の整備と管理運営に関する研究部会」で学生寮の問題について答申した旨の説明があった。

次いで、委員長より「学寮」については重要な問題なので、本日の討議だけで午後の合同委員会に報告するのは早計ではないか、また今後は分析等を重ねて検討して頂きたい旨述べられ了承された。

2. 学生の災害補償の問題について

○ 玉川大学の災害補償について

二宮主事より、玉川大学において昭和42年から昭和45年3月まで、保険会社と契約して行なっていたいきさつについて説明があった。なお、現在は同会社との契約を解除しており、学内でこれに代わる補償制度を検討中であるとのこと。

○ スポーツ補償懇談会について

二宮主事より、このことについてはスポーツだけの補償に限ることとし、現在設立準備会を9月初めに開き、来年の4月には大学保健体育協議会（仮称）を発足させることになっている旨の説明があった。

○ 研究・教育の場における災害・事故の対策に関するアンケートについて

井上委員より、各大学のアンケートの中から6大学を選び、リコピーして、それを保険会社に送って、検討して欲しいと依頼してある。また、保険会社では何を軽重の基準にするのか、災害の程度について会社と話し合いを進めていきたい旨述べられ、この件については井上委員に一任することとした。

○ 学生災害事故対策の策定について（鶴田私

案について）

鶴田事務局長より、各大学からの熱心なアンケートの回答を見るにつけても、これを活用して、学生の災害対策を考えて見た訳であり、大学によっては災害補償を制度づけているものもあるが更に一步進めて、全体の学生の保健対策として保険制度を考えたらどうか、それにスポーツ災害補償なども一緒に考えてみたらどうかと考え、この私案を考えた訳で、これを実現するためには、大学関係者はもちろん各関係方面の理解のもとに進めていかななくてはならないかと思う。なお、任意加入制にするか、強制加入制にするか、また、国公立の各大学団体等とも相談しなければならぬのではないかなど、別紙私案について説明があった。委員長より、今後本問題を進めていく上での重要な参考資料として考慮していきたい旨述べられ、続いて、平委員より学生が、実験、実習中に起きた災害に対する学校の責任についてはどうか、義務教育ではないが、社会のために勉強しているとの考え方はともかく、国大協で国家賠償などについて考えられたことはないかとの質問や意見に対し、委員長より、この件についても今後の課題として並行して検討していきたい旨述べられた。

3. 共同厚生施設等について

二宮主事より、「さくら丸」による洋上での共同研修の構想については、日本巡航見本市協会にきき合わせたところ、本年10月に競売する手続になっており、公共的な施設として使用されることの希望を持っているようである。また群馬大学の「赤城山寮」についても説明が行なわれ、さらに、池田専門委員より九州地区国立大学九重共同研修所についても別紙の通り説明

があった。

なお、委員長よりこの共同施設は地区単位で充実させていきたいと思われるので地区の学長会議において、話し合ってもらいたい。第4常置委員会としては、要望書も出したい旨の発言があった。

4. 育英奨学金の拡充について

委員長より、「育英奨学金制度改善に関する調査研究会」では銀行ローンを取り入れる構想を具体的に進めていくことになっている。それによって日本育英会の奨学制度が縮小されるようなことのないよう進めていきたい。このことについては、外国の制度も調査することになっており、目下小委員会で検討していく旨の報告があった。

(8) スポーツ傷害補償懇談会 概要（文部省主催）

日 時 昭和45年8月25日（火）午後2時～3時30分

場 所 国立教育会館7階第6研修室

出席者 文部省体育局石川体育課長、手塚課長補佐、大学学術局学生課小岩課長補佐堀津係長外

国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学連盟、日本私立大学協会、私立大学懇話会、国立短期大学協議会、全国公立短期大学協会、日本私立短期大学協会

石川課長より、スポーツ関係者よりの要望に答えて、大学保健体育協議会を設けて、スポーツ傷害補償事業を行おうと、既に2回お集り願って検討して来たが、出来れば9月に設立準備

備を充足し、来年4月より実施できればと考える旨説明があり、続いて手塚課長補佐より別紙「スポーツ傷害補償事業について（案）」について説明があり、本日出席の各団体としては、その細目について今少し具体的になった上でないとはっきりしたことはいえない、とする向もあったが、その趣旨にはほとんど賛成であった。

なお、本案の内容について質疑応答があり、次の諸点が明らかにされた。

- 指導監督者の資格については、団体を代表する成人で、指導のできる者であればよろしい。
- 基本財産は、法人側で考える。加入団体には負担させない。
- 被保険者には、指導監督者も含めて考える。
- 一大学から1人～2人とピックアップしたチームでもよい。
- 講習に出る場合は、団体が承認したものは補償する。
- 海外遠征の場合は、適用除外とする。

(9) 第6常置委員会議事要録

日 時 昭和45年9月16日（水）午前10～午後2時30分

場 所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 近藤委員長

野村、加藤、馬場、今西、前田、北村
田中各委員

海野、福田、針貝、稲野各専門委員

説明者

文部省菅野施設部長，須田会計課長，
吉田大学課長，青木，平間，杉林各主
査

近藤委員長より，本日は，文部省関係官より昭和46年度概算要求重要事項についての説明を聞き，あわせて自民党および大蔵省あたりの授業料引上げについての動向ならびに昭和47年度以降引続き定員削減実施についての様子などをうかがい，午後は昭和46年度予算概算要求に対する要望事項について審議を進めたい。なお，昭和47年度以降教職員の定員削減の問題については，会長の配慮により，取急ぎ要望書を作成し，会長，和達副会長が同道して関係省庁に出向き要望した。このことは既に各大学長に文書をもって別途にお知らせしたとおりである旨報告があった。なお，このことについてのその後の動向について文部省吉田大学課長より，新聞紙上で承知している程度以上にはきいていない旨説明があった。

1. 昭和46年度概算要求重要事項について

文部省の会計課長に代って吉田大学課長より，別紙配布資料によりその既略について次のとおり説明があった。

(1) 大学院研究科（修士課程）の設置

学部の業績を事前に審査(大学設置審議会)し，慎重に査定した。今後も業績，教員スタッフ等から考えて内容の充実したものを考えたい。

(2) 学部の創設準備

新設は一切見合わせた。創設準備費が計上されている点，また全学一致にまとまっている点などから，定員との関係を考えてふみきった。

(3) 学科の新設・改組

相当多くの大学から申請があったが，慎重に検討し，緊急度の高いものから考えた。

(4) 短期大学部の拡充整備

数年前から申請があり，学内でも統一した考えのものについて考えた。

(5) 教員養成大学・学部

第2回目のベビーブームに対処して，小学校教員養成課程の増募，課程の新設，学科目の新設整備，附属学校の新設整備を考えた。

以上，国立学校特別会計全体の予算は，45年度3,053億，46年度3,719億で，22%の増となった旨説明があり，続いて青木主査より教官当積算校費，教官研究旅費，学生当積算校費，学生実地指導旅費その他，定員要求の規模等について，その年度対比増減率等について説明があった。次いで以上に対する質疑に入り，

○ 人件費17～18%の伸率に対し物件費が9%であり，このようなゆがんだ構成が今後も継続するとすると，校費の配分が非常に窮屈にならざるを得ない，文部省としての比率の目安はあるのかとの質問があり，これに対し物件費は最近伸びなやみであり，昭和39年から45年までを見ると，国立学校予算で人件費6に対し物件費は4であり，病院についてはこの逆で，研究所は物件費が高くなっている。39年度の人件費は49.5で物件費は56.5であったが，現在は人件費48.6で，浮き沈みがあるが，半々になればと思う旨説明があった。

○ 定員外職員の問題について，現にある大学では，校費の15%をこれに当てている状況であり，10年後には物件費から人件費に回す額が50%ともなり，このまま放置すると合理的な予算の建てようがなくなり，予算配分が不可能となるおそれがある。大学の予算の配

分を合理化するためには、物件費、人件費の伸びをアンバランスのないようにしてほしいとの希望意見があり、これに対し、人件費が伸びたのは、学生の急増対策による人員増によるものであり、今後は人員増が見送られて漸次元に戻るのではないかと思われる旨説明があった。

○ 大学院修士課程増設に伴う定員増について特に考えてほしい。

○ 概算要求重要事項についてなお詳細な説明を求められ、次のような点について文部省関係官から説明があった。

1) 大学改革の調査費 3,500万円

抜本的に検討するための調査費であり、46年5月頃には中教審で結論を出すので、大学学術局で具体化のための施策を検討中である。

2) 大学院について

来年度は修士のみを考えている。博士課程については中教審の答申直後に検討を始めたい、医・歯は別として46~47年度の設置は困難である。

3) 講座について、学部26講座、修士31講座を要求している。総定員の枠が弾力的な扱いになれば、大学の要望に応じたい。総定員法の枠をはずすのがまず先決である。

4) 学科について、19学科を要求、新設整備も厳選の必要に迫られている。

整備も前年度に準じて要求している。一般教育については、3年計画で助手の充実を図りたい。初年度は99名(主として自然科学系について講師以上教官4人に助手1人)を要求している。

5) 研究施設については、新設11、既設整備16部門を要求している。

6) 病院については、秋田大学に医学部設置に伴い。県立中央病院を国立に移管するためその関係が500名以上で、この定員増が他に影響をもって来ることになる。教官増については計画的増を、来年度200名(助手、講師)、非常勤医師は本年度3,300名、来年度も同数を要求している。臨床研修医については、非常勤職員として2,350名の手当を要求している。

7) 看護要員について、4年計画で、来年は第3年次分として536名を要求している。社会的要請を考え、重点をおきたい。

8) 育英奨学について、本年164億、来年度203億を、貸与額の改訂と人員増を考えている。

9) 研究所について、大学附置研として溶接工学研究所(共同利用)の新設の外既設の整備(部門増)を考えている。

10) 在外研究員について、本年は6億7,000万円(330名の旅費)、来年度は12億5,000万円(657名の旅費)を要求。教員養成関係の教官の海外派遣本年5名を来年度は20名に、その他研究員の派遣旅費本年75名を来年度120名に増したい。

11) 情報科学研究員の派遣旅費10名を要求。

12) 科学研究費72億を来年度は102億を要求。

13) 図書館関係については、設備費本年度3億4,800万を来年度7億6,200万円に、参考図書費は5年計画の第1年次として、人文・社会系の大学院の図書費は5年計画で、図書館近代化の設備費(機械化、近代化)は、本年2,600万円を来年度は1億2,000万円を要求している。

14) 既設学科の整備および大学院不完全講座

の充実については、合わせて定員で95名を要求している。

15) 次に管理施設部長より、本年度403億のところ、46年度学生1,000人増募に見合うものとして502億を要求している。研究所関係は本年6億を来年度12億に、筑波学園関係では、素粒子研に7億、東京教育関係の整地に10億を要求している。基準の引上げについては、大学の在り方によって違って来るので、基本的には従来の基準によるほかなく、引上げは難しいが努力したい。その他病院施設整備については3分の1だけ年次を繰り上げたい。単価は9%増で要求している。

16) 厚生補導費については、本年度は25億のところ来年度は37億を要求している。その中味は、学生指導の強化充実、教育環境の整備、課外活動・体育設備の拡充、保健管理センターの設置(18大学)、食堂、保健衛生施設の充実、合宿研修費、大学広報活動のための費用などを考えている。

2. 定員削減について

47年度以降実施の定員削減については、文部省として大学の特殊性を説明して総定員法の枠外にして欲しいと要求している。秋田大学の附属病院の移管に伴うもの559名があり、この分を割くことにより、しわよせが考えられる。全体としての定員の枠の問題があり、この点が最大の問題である。この定員削減問題については、新設でなく既設の振り替えを考えるようとの意見がある。振り替え可能な講座を選び出して振り替えること、殊に農学部関係は同じ講座や同じ学科があるようで全体として見ると多過ぎるようであるが、これを他学部へまわす位のことを考えるなど大学間で調整してはどうか

ど抜本的に考えるようにとの意見も出された。大学の特殊性についてはかなり認識されていたようだがこと定員については非常にきびしい感じをもった。

3. 授業料引上げについて

授業料引上げの問題については、党の文教制度調査会でも検討しているが、国公私立を通じての計画がないこと、国公私立の相違する理由づけ、育英奨学金の増額と対比しての問題などが話題に上った。文部省は今年は上げない方針である。授業料は財源としては、60億程度であり、大蔵省もそれほど考えてはいないようだが、問題は私学との関係である。実施するにしても、今日の情勢下がよいのか、今少し一般的に落ちついてからがよいのか、その辺の考え方が難しい。

4. 昭和46年度予算概算要求に対する要望について

鶴田局長より、従来は来年度予算概算要求について文部省の説明を聞き、重点事項を取り上げて国大協としてこれを大蔵省に要望することとしているが、昨年は村山局長の意見もうかがい慎重に検討を加え、別紙の要望書を作成したのであるが、昨年と同じでは変わりばえがしないこともあり、かといって書き改めて内容が改悪となることもどうか考えられるが、大体において図書館に関しての事項が入っていないほかは前年度の分で殆んどもうらしているように思われるので、これに基づいて検討していつてはどうかとの提言があり、別紙要望書の内容について説明があつて、審議に入り、

1) 図書館の充実についてはどの箇所に入れるか一の(一)の(3)の次に(4)として「図書館の維持運営および設備費(図書館を含む)の増額」として挿入し、(4)を(5)とする。

- 2) 定員削減の問題を入れるかどうか。
- 3) 不完全講座の充実と教養課程の整備について一言ふれておいてはどうか。
- 4) 非常勤講師の旅費および手当の増額について(第5常置委員会関係)、国費留学生の給与引上げについて(第5常置委員会関係)は、別途に要望書が提出してあるのでここでは見合わせる。
- 5) 昨年の予算要望書本文中の「現在多くの大学に紛争が起っている際」とあるのは、削ること、および三の(一)の病院教官等(病院医師・非常勤医師等)のかっこ内の「等」を削るなどの点が問題として取り上げられた。

以上、本日の審議の、問題点についての意見に基づき、9月21日(月)10時より専門委員会を開いて要望書を作成願うこととし、作成の上は一応これをプリントして各委員にお届けすることとした。

(10) 図書館特別委員会議事要録

日時 昭和45年7月20日(土)午前10時
場所 国立大学協会会議室
出席者 波多野委員長
細谷(代白石)、加藤、広橋、谷口、北村各委員
松田、日高、深川各専門委員
桶谷東京工業大学図書館長
説明者
文部省情報図書館課上島学術資料係長
波多野委員長主宰の下に開会。

議事に先だち、委員長より、細谷山形大学長の代理として出席された白石教授、陪席者として出席された桶谷東京工業大学図書館長、説明

者として文部省より来席を願った上島大学図書館係長の紹介があり、ついで前回(6月25日)の議事要録を朗読し、承認されて議事に入った。

初めに、文部省の上島係長から別紙配付資料「図書館実態調査票」の様式特に票4-Aの「経費」の事項の説明があり、本委員会としてはこれを参考として今回の予算に関するアンケートの様式を作ることとした。

議事

1. 「大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について」(第一次報告)の字句修正について

委員長より、去る6月27日の総会で、一部の字句修正を委員長に一任されて承認のあった標記第一次報告は、その後日高専門委員にお願いし、字句、誤字、目次、番号のつけ方、様式等全般的(内容には触れない)に修正をしていたが、一昨日(7月18日)の小委員会です承を得、別冊のとおり修正した旨報告があり、日高、松田両専門委員より、修正箇所の説明があった。なお、誤字を並字にするとか、No,のつけ方、報告書のスタイル等の点について意見があったが、これらのことについては日高専門委員のもとでさらに適当に統一整理することとし、この報告書の最終修正を承認された。

2. 大学図書館予算に関するアンケートについて

初めに、松田専門委員より、予てから図書館問題に関する調査・研究を重ねてきた「全国国立大学図書館長会議」は、このたび参加者資格の範囲を拡げ、事務部長その他管理的立場にある少数の者を加え、「全国国立大学図書館協議会」と名称を変更した旨紹介があり、来たる9月30日、10月1日の両日関西(高野山大学)で総会を開催することになっている旨報告があっ

た。なお、この協議会では、目下新しい大学の図書館像ともいべきものについて検討しており、意見がまとまり次第公表する予定になっているが、国大協の本委員会で目下検討している図書館問題には大いに関心を持って特に第一次報告の意見は重要な参考資料としているとのこと、本協会としても互いに連けいをとって改善案を検討するのがよいと思われると紹介報告があった。

ついで、アンケートの項目や様式をどうするか具体的な問題について、松田専門委員から次のとおり腹案の説明があった。

まず、アンケートは大きな柱として

(1) 現行図書館予算の状況（実情）についての調査

(2) 図書館学の振興についての意見

の二つをとりあげ、問題となっている項目を次のようにあげられ、説明があった。

○ 現行図書館予算の状況について

① 文部省の予算と図書館予算の実情を明らかにすること

国立大学図書館の予算・図書館運営費と称せられるものは、実際には大学予算の組織上、独立的ないし自主的な予算としては与えられていない。文部省予算においては事項別に組まれているが、ひもつきとされていないのが通例であり、大学に交付される時には一本の科目となっている。大学はこれを支払項目別に組み替えをしなければならぬ。

この点の内容について聞くこと。

② 図書館予算は慣例上特定の積算の基礎を持たず、本部予算の一部分となっている。各大学が学内で組みかえる場合の支出項目を科目別に聞くこと。

③ 図書館運営費は積算の確たる基礎を持たないので、資料購入費その他もう少し広く総合的に考えたい。

④ 所要人員の充実と人員削減措置からの除外措置が必要であるが、先ず職員の業務別配置と定数の構成について聞くこと。

⑤ 図書館予算については、制度的裏付けが乏しいので、制度上の予算を確立する必要があるが、先ず各大学における図書館に対する予算積算の基礎ならびにその実態について、および、学内における図書費の決定機関とその方式について聞くこと。

⑥ 職制としての司書職の問題

⑦ その他図書館学の振興との関係について以上のような問題点を指摘され、アンケートによって、図書館予算は、学内においてどのように決められているか、また、学内において予算の組替えはどのように行なわれるかなどのことを知りたいと説明があった。

ついで質疑に移り

① 予算決定の仕方は、デリケートなので、文書による回答は無理ではないか（形式的なものはやさしいが、実情をとると相当難しいと思う。また、大学改革と関連して、或る程度は公開の方向で考えられるのではないか）

② 図書館予算の積算基礎は、はっきりしたものを打ち出すべきで、それでないアンケートの意味はない。

③ 今回のアンケートの目的は、第1は、図書館プロパーの予算を持ちたいことで、第2は、来年度予算要求の資料とすることであるのか（そのとおりであって、システムに重きをおいているけれども金額も重要な参考となるのでできれば知りたい）

上記のような意見があり、次回委員会には、

これを項目化したアンケート案によって検討することとした。

なお、文部省側からは望ましい予算の算定方式を出来れば参考として検討したい旨発言があった。

3. 図書館学の振興について

松田専門委員より、振興させるについての問題点として次のことをとりあげられた。

- ① 図書館学の名称自体に問題を含んでいて、学問としての体系があいまいになっている。国立大学において振興の必要がある。または短大までに止めるか。この問題についてアンケートをとる必要があるかどうか。
- ② 我が国における図書館学の教育ならびに研究は極めて立ち後れていて、国立大学には現在僅かに2講座あるだけである。今後講座を増設するなどこの方面の教育と研究を充実させるべきだ。なお、教育学部等の研究施設とする。また大学の附置研究所とすることも考えられよう。
- ③ 図書館学の教育と研究ことに、図書館学の教員・研究者を養成すること、また、その前提として図書館学そのものの研究を推進することは極めて重要である。
- ④ 図書館学の学科目の配置をどのようにするか。(基礎学科に止めるか、情報科学の分野にまで及ぶべきか、学部から大学院まで一貫すべきかなど)
- ⑤ 図書館学の対象は、単に図書資料のみに限らず、次第に範囲が拡大されてきたので、学問としての図書館学が果たすべき役割は大きくなってきた。

以上のような点を取りあげられて意見の説明があったが、この問題については、さらに次回委員会で検討することとした。

○ 次回委員会

日時 9月7日(月)午前10時

場所 国立大学協会会議室

(後に、東大図書館会議室に変更となる)

(11) 図書館特別委員会議事要録

日時 昭和45年9月7日(月)午前10時～午後1時

場所 東京大学図書館会議室

出席者 波多野委員長

実方, 北村, 田中, 加藤(代桶谷東工大図書館長)各委員

日高, 深川各専門委員

冒頭、波多野委員長より故細谷前山形大学長のご逝去に対し、謹んでご冥福を祈ると弔意を表され、続いて開会議事に入り、昭和45年7月20日(土)図書館特別委員会議事要録を朗読、異議なく承認された。

次に松田専門委員起案の

A 大学図書館予算に関するアンケート

B 図書館学の振興に関するアンケート

について種々論議、検討が行われたが、松田専門委員欠席の故もあって、次回の委員会で再検討することで閉会になった。

次回の委員会は、

昭和45年10月19日(月)午前10時より

なお、委員長よりアンケートを各大学宛送付に際しては、

- 1 書き込み式ではないので事由を十分に書ける様にアンケートの各事項間のスペースをとること、なお足りない場合は別紙を添付すること。

2 金額書き入れの個所には、線を引いて書き易くすること。

以上については、事務局において然る可く配慮されたいとのことであった。

(12) 教養課程に関する特別委員会議事要録

日時 昭和45年9月25日(金)午前10時～午後3時

場所 国立大学協会会議室

出席者 今西委員長

黒沢、加藤、福井、横田、波多野、松本、飯島各委員

小野、成川各専門委員

説明者

文部省吉田大学課長、雨宮法規係長
今西委員長主宰の下に開会。

初めに、委員長より、学長の交替によって欠員となっている山形大学の故細谷委員の後任と熊本大学の六反田委員の後任として、それぞれの大学の後任学長を選定することはどうかと諮られ、異議なく承認、続いて、新任委員の松本大阪教育大学長の紹介と文部省より本日の会議の説明者として出席された吉田大学課長の紹介があった。

ついで、丁子主事から会議資料の説明があった。議事に入った。

1. 大学設置基準の一部を改正する省令について

初めに、吉田大学課長から、別紙配付資料の「大学設置基準の一部を改正する省令案要綱」と「大学設置基準新旧対照表(抄)」によって、改正の趣旨、改正に至るまでの経緯、改正

の箇所等について逐条的に現行基準と改正基準を比較しながら詳細な説明があった。

なお、この改正案については、文部省より9月19日付をもって各大学宛に通知してあるが、10月中にはこのことに関する説明会を開く予定であるから、各大学から教務担当官1、2名を出席させてほしい旨併せて要望があった。

以上で、文部省側からの説明を終り、続いて質疑に入り、大略つぎのような質疑応答があった。

○ 今後の見通しとして、外国語科目や保健体育科目について改善の意志ありや。

○ 今のところ考えていない。ただし保健体育については、別途審議中であり、審議の模様によっては、各関係者の意見を十分うかがうことになる。

○ 今回の改正は、前もって国大協に意見の照会が無かったようだが、その事情はどうか。

○ この改正に当っては、特に特定の機関に正式な諮問はしなかったが、予てから国大協その他いろいろの団体などから要望や意見が寄せられてきたので、それらの趣旨をくみ、考慮の上改正を行なったものである。今後このような問題の改正にあたっては、関係団体等の意見を聞くことにしたいと思う。

○ 施設・設備等の基準については、今回の改正から除外されているが、このことも含めてほしかった。施設・設備等が改まらないため、大学としては行なおうとしても行なえないので、自然従来どおりに行なうほかないことになる。

○ 施設については施設部で検討している。教養課程の設備については、予算も計上している。教養課程の教官は特に不足しており、緊急に増員の必要があり特に助手が不足で、講師以上の教官4人につき1人の助手(実験学)

も要求している。一般教育の教官不足の実際のデータがほしい。これを基にして財政当局と折衝したい。また、縦割やくさび型を実施している場合、基準との関係で教官の定数をどうするか、その他、教官の週当り授業受持時間数は各大学でまちまちであり、基準や制限もないようだがそんな点についてもデータがほしい。

- 教養課程の教官の増員については、各大学の要望が強い、要望書にもうたっているもので、これを切り開いていく方法を検討してほしい。
- 事務職員についても、特に教養部に不足が甚だしく、増員の必要に迫られている。今回の人員削減方針も教官の1%程度に対し、事務職員は5%である。教養部は学生数がふえても職員はふえない、大学によっては、これ以上へらそうにもへらしようがない。機械化など合理化する方法もあろうが、
- この点は、極力当局と折衝する考えである。なお、大学は特殊の事情もあるので、できるだけ総定員法の枠外にするよう努力していきたい。大学で弾力的に措置してもらうことが必要かと思う。
- 定員削減の問題は、特に小規模大学や単科大学に対しては、特別な考慮をしてほしい。
- 将来は学生何人に対し教官は何人、事務職員は何人というように、予算上の基準を設けるよう努力してほしい。
- 事務職員の増加についての他省との関係や、学生の増加と事務職員の増加との比較を調査してほしい。
- 抜本的な改正は数年先となるようだが、それまで放っておかれるのはどうか。
- 総定員法の中で各省庁がうばいあう。その

中に国立学校が含まれていては、それをこぼむことは困難である。3公社5現業のように枠からはずすほかはない。

- 大学は一種の現業である。学生がいるのに職員がへらされるのはおかしい。大学がやるだけの基礎条件は充たして貰わないとやりようがない。

(午後1時再開)

初めに、委員長より、定員をふやして充実した教養課程教育をやりたい。一般教養の教官の増員と施設・設備の増強が緊急となっているが、何か適切な方法がないか意見を伺いたいと述べられ、次のような点について意見の交換があった。

- 問題は75大学がそれぞれ条件が違うことで、現状を全体として把握すること、財政的に人が伴わないものをどうするか、国大協自体として、教養を中心として問題を研究することが必要と思う。
- 教養課程については、量をふやしていくことは困難であるので、質を高めること、ねらう範囲を限定して、目的をはっきりつかんでやることと思う。只今の発言のように、どう考えていくかを追究し将来像をつかみ、移行的な点も検討する。それには是非小委員会でも置いて検討する必要がある。先ず将来像の問題として、専門と基礎と教養の3つの関係の調整をはっきりさせる点も問題の一つと思う。
- 省力化の方法も考えたいが何か名案がないか、語学の如きものならばある程度は出来ると思うが、教養課程の方はどうか。
- 電気通信大学では、かなり省力化の方法を講じていると聞いているが、その状況を調べて見る必要もあろう。米国ではかなり実施さ

れていて、実質上大学院学生にやらせている。(ここで北海道大学堀内学長からの「教養教育担当教員増員の緊要性」を読み上げる)

- 大学院学生を非常勤講師とすることの可否と実行する場合にはどんな方法をとるか。
- 大学院学生を教養部へ動員することはどうか。
- 形式的には大学院学生に授業を担当させ、手当を支給することは無理で、その場合は必ず教官の責任者がなければならぬと思う。
- 協力手当としてならば、学生に支給することができると思うので検討して見るべきである。
- 大学院学生を教養へ動員するとすれば、そんな姑息な方法でなく制度をつくって貰って大々的に手当が出せるようにやるべきだ。
- 非常勤の講師の数は、大学の事情によってかなり違っている。
- 名誉教授に協力して貰って、協力手当を出すことはどうか。
- 大学院学生の動員については、特に北海道大学から強い要望が出ている。北海道大学の細かい事情をさらに調べた上、場合によっては大学院学生の動員問題など、堀内学長の提案は小委員会でも設けて検討したらどうか。

2. 教養課程の将来像について

委員長より、この問題については、各委員より自由討議の形で意見を出し合っていたきたいと述べられ、大略次のような意見があった。

- この問題は、各大学がそれぞれ目下改革案の中で検討中の段階であるが、一般的に見れば各大学共専門課程との融合をはかりたいという機運が見られる(格差問題も含めて)。
- 多くの大学においては、一般教育は4年間

を通じてやるべきだとする意見がある。

- いわゆる縦割制度がよいか教養課程を修了したところで専門課程を決めるのがよいか何れにも得失があり、未だ決定的意見は無い。
- 教養の外国語の教官を専門課程に包含させることは無理である(数も多く、運営もむづかしくなる)。
- 改革するには、内容の問題と組織の問題とを並らべながら関連して考えていく必要がある。
- 教養の教官が、専門の教官になると、現状では、専門の業績の方が評価されるような空気があるので、研究が主となり易く、だんだん一般教養に対する関心が少なくなる心配がある。
- 縦割制度の場合は、入学後、ある程度学生の志望によって他へ移れるような幅をきめておくことが必要と思う。
- 東大方式の分け方も問題があるので、折衷案(ゆるいタテ割例えば半数程度を他へ移れるように)を考えることはどうか。
- 教員不足の問題は、特に一般教養において困っているので早急に増員の方法を考えてほしい。

以上のような意見の交換があったが、本日はこの問題についてはこの程度として、今後さらに検討を重ねて考えていくこととした。

なお、総定員法の問題は、本委員会のみの問題でないので国大協として善処して貰うこととした。

3. 大学改革を機とした移行的な整備として、当面何を考えるべきか

委員長より、大学改革を機として、今後「教養」をどのように整備していくか、昨年11月

「大学における一般教育と教養課程の改善について」を公表して意見を述べたが、改革案も出て来た今日、さらにこの意見を再検討し改訂するかまた各論に入る必要があるかまた、この報告との関連はどうかについて諮られたが、この問題は今回でも大体において前記報告にも盛られている基本方針とは変っていないので、差し当りは再検討をしないこととした。しかし、保健・体育の問題がこの報告には洩れているので、これらの問題については検討の必要があると思う。次回委員会までに小野専門委員にお願いし、資料を依頼することとした。

最後に、再び総定員法に関する問題について意見の交換があり、特に教養部の教官と職員が甚だしく不足しているので、各大学の真の実状をアンケートあるいは他の適当な方法によって知り、この対応策を緊急に講ずる必要があることを確認し、その方法を検討することとした。また、総定員法の問題は、実際には、強力な数字的根拠が無ければ当局を説得する力がなく、大学を別枠とするためには、国家行政組織法からも外すことになると思われるので、そんな点からも十分検討しなければならないから相当の困難が予想されるが、この問題は協会として善処して貰うこととした。

4. 専門委員の増員について

成川専門委員より、現在「第1常置委員会」と「教養課程に関する特別委員会」の専門委員になっているが、いずれか一方を辞めたい旨申出があったが、引続いてお願いすることになった。なお、今後、委員の増員を必要とするので新たに1、2名の増員をすることになり、東京大学教養学部（なるべく前田教授）、広島大学のうちから適当な教官を推せんして貰うこととした。

○ 次回委員会

日時 11月11日（水）午前11時～午後3時
場所 国立大学協会会議室

2 諸会合

（昭和45年7月～9月）

月	日	曜	時刻	会 議 名
7.	6	月	10時	第1常置委員会 小委員会
7.	7	火	10時	第1常置委員会 小委員会
7.	16	木	9時30分	中教審第25特別委員会（意見発表）
7.	18	土	10時	図書館特別委員会 小委員会
7.	20	月	10時	図書館特別委員会
7.	23	木	13時30分	第1常置委員会
7.	28	火	10時	第2常置委員会
7.	29	水	10時	第1常置委員会 小委員会
7.	31	金	10時	第4常置委員会
8.	22	土	10時	第6常置委員会 小委員会
8.	25	火	14時	スポーツ傷害補償懇 談会（文部省主催）
9.	3	木	10時	第1常置委員会 小委員会
9.	4	金	10時	第1常置委員会 小委員会
9.	7	月	10時	図書館特別委員会
9.	7	月	10時	第3常置委員会
9.	7	月	10時	第4常置委員会
9.	7	月	13時	第3・第4常置

	合同委員会	9. 21 月 10時	第6常置委員会専門
9. 16 水 10時	第6常置委員会		委員会
9. 19 土 10時	大学卒業予定者就職 問題懇談会（文部省 主催）	9. 24 木 10時30分	図書館特別委員会 小委員会
		9. 25 金 10時	教養課程に関する特 別委員会

窓

邪馬台国は南九州

万博の美術館でミーラン出土の有翼の天使像（2世紀～3世紀）を見ることが出来たのは深い感激であった。当時崑崙山系の氷河は著しく拡大しており、それによって涵養される中央アジアのオアシス国家群が繁栄し、「絹の道」による亜欧の交通が頻繁で、黄塵すさぶアジアの砂漠のまん中にヘレニズム東漸の跡が遺されたのである。極地や山岳に水が雪氷としてロックされる量が多ければ、地球の海面は低下する。コロンビア大学のFairbridgeはフロリダの泥炭層が現海面より2米も下にあり、そのC14年代が1700B.P.(250A.D.)であることと、東部地中海の広範囲にわたりローマ時代の建造物が沈水している等の諸事実と併せて、これをRoman-Florida海退期と呼んだ。卑弥子が活躍した183A.D.～239A.D.はこの世界的な小氷期に当る訳である。これから1200年後、15世紀のParia海退期には日本の近畿地方の気候は極度に悪く、洛中の死者8万人、鴨川が遺棄死体のため堰き止められた寛正の飢饉をはじめ幾多の農業災害が相続き、世上は「土一揆」の騒擾に明け暮れた。邪馬台国時代の原始農業が、より大規模な小氷期であるRoman-Florida海退期の近畿地方に定着発展したとは到底考え難い。小氷期と言っても北半球全部が寒冷化するのではない。熱帯や亜熱帯に発生した高温多湿の気団は優勢な極気団の南下のため北上を阻止され、中低緯度には却って高温多湿の気候を現出する。Roman-Florida海退期にも北欧は酷寒乾燥であったが、地中海沿岸は温暖多雨の気候に恵まれ、ローマ帝国の繁栄を援けたと言われている。私は九州の南部にも同様な状況があり、そこに位置した部落国家が全九州の群小部落に君臨したのが邪馬台国と考えたい。北九州の伊都国に一大率を置き、中国との外交や鉄器の輸入の貿易監察に当らせながら、「水行十日、陸行一月」の南方を本拠としたのは、稲作や養蚕に有利な気候条件が捨て難かったのであろう。魏志倭人伝の邪馬台国と投馬国の戸数の合計は九州全体の8割に及んでいるが、これまた九州南部の産業上の好条件を示唆するものではないか。「計其道里、當在會稽東冶之東」はそのまま信用すべきである。邪馬台国が南九州にあり、天照大神＝卑弥子と考えれば天孫降臨の神話や神武東征の伝承と地理的・時代的によく調和する。勿論神話がそのまま史実などと言うのではないが。

(山口大学教育学部教授・山本武夫)

B 要 望 書 等

1 国立大学教職員の定員 削減問題に関する要望 書の提出について

国大協総第 129 号
昭和45年 9 月 1 日

各国立大学長殿

国立大学協会
会長 加藤 一郎

このたび政府において、昭和47年度以降更に引続き第二次定員削減実施計画をたて近く閣議に諮るとのことでありましたので、時間的な関係もあり、取り急ぎ8月22日和田達副会長、近藤第6常置委員会委員長とも相談の上別紙のとおり要望書を作成し、8月24日和田達副会長、近藤第6常置委員長と同道し、下記関係省を訪ね要望書を手交して趣旨を説明要望いたしました。

このことは、理事会および総会に諮った上処置すべきでありましたが、事情切迫のため事後承認の形で措置いたしましたので、ご了承のほどを願います。

追って、本要望書申し入れの翌日の8月25日に開かれた閣議においては、文部大臣より大学教官を削減計画の枠から除外することについての強い発言があり、閣議においてもその特殊性については了承されたとのことでありますので申し添えます。

なお、国立大学の特殊性など、その実情を理解していただく必要が痛感されますので、貴官におかれても地元出身の議員その他関係者に対

し、出来得る限りこれが実情をお話し下さるよう特にご配慮のほどお願いいたします。

要望書提出先	○印面接者
文 部 大 臣	坂 田 道 太
○事 務 次 官	天 城 勲
官 房 長	安 嶋 弥
大学学術局長	村 山 松 雄
行政管理庁長官	荒 木 萬 寿 夫
○事 務 次 官	大 国 彰
行政管理局長	河 合 三 良
内閣官房長官	保 利 茂
内閣官房副長官	木 村 俊 夫
○同 副長官	小 池 欣 一
○審 議 室 長	青 鹿 明 司
大 蔵 大 臣	福 田 赳 夫
事 務 次 官	澄 田 智
○主 計 局 長	鳩 山 威 一 郎
○主 計 局 次 長	橋 口 収
主 計 官	原 徹

2 昭和46年度予算、大学 保健管理施設の増加、 充実ならびに奨学制度 の改善に関する各要望 書提出について

国大協総第 142 号
昭和45年10月 5 日

各国立大学長殿

国立大学協会
会長 加藤 一郎

標記の件については、去る6月開催の第46回総会において、関係方面に提出することを了承され、その内容、提出時期等については、会長ならびにそれぞれの常置委員会委員長に一任されておりましたが、第4常置委員会においては、去る7月31日委員会を開催してこれを協議し、また第6常置委員会においては、去る9月16日委員会を開催して文部当局より概算要求状況の説明を聞いて協議し、それぞれの常置委員会において別紙のとおり要望書を作成いたしましたので、加藤会長、柳川第4常置委員会委員長、清水医学教育に関する特別委員会委員長、近藤第6常置委員会委員長、加藤第6常置委員会委員が同道して、去る10月1日澄田大蔵事務次官（原文部担当主計官同席）に、また、とくに奨学制度の改善についての要望書は、日本育英会緒方理事長（妹尾理事同席）に、さらに翌10月2日には、本川副会長も加わって天城文部事務次官（安養寺大学学術局審議官同席）に、それぞれ面接し要望懇談いたしました。この件に関しては、次の理事会ならびに総会において改めてご報告し、ご了承を得たく思いますが、とりあえず書面をもってご報告いたします。

なお、両次官に面談の際、特に最近報道されている授業料値上げの問題に関し、去る9月16日開催の第6常置委員会の際の協議の次第もあり、このことは、教育の機会均等その他諸般の事由により、少なくとも現時点においては賛成いたしかねる旨を口頭をもってとりあえず申し入れいたしましたので、お含みおきのほどお願いいたします。

要望書提出先

○面接者

文部大臣	坂田道太
○事務次官	天城勲
官房長	安嶋弥

大学学術局長	村山松雄
管理局長	岩間英太郎
ほか関係審議官、部課長	
大蔵大臣	福田赳夫
○事務次官	澄田智
主計局長	鳩山威一郎
主計局次長	橋口収
○主計官	原徹
日本育英会会長	森戸辰男
○理事長	緒方信一

3 昭和46年度予算に関する要望書

昭和45年10月1日

国立大学協会

会長 加藤 一郎

昭和46年度予算に関する要望について

国立大学協会は、毎年度政府予算の編成に際し、国立大学の当面する諸問題のうち、とくに重点事項につき、その実現方について要望を重ねてきました。

今日、大学の使命を果たすためには、教育の質的向上を図るとともに、学術の急速な進歩に対応して、その研究の充実と水準の向上を図る必要があります。そのためには、現在大学における教職員および施設設備の不備とその運営に要する経費の不足の実情にかんがみ、これらに対する財政的措置を講ずることが、当面の急務となっております。

ついで、昭和46年度予算の編成にあたりましては、次の重点施策に関し、別記要望事項について、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、国立大学教職員の定員削減については、従来からその適用除外を要望してきたとこ

ろであります。その実現において必ずしも満足すべき成果が見られなかったことは、甚だ遺憾とするところであります。今回さらに昭和47年度以降の定員削減が行なわれることになりましたが、これが実施にあたっては、国立大学教職員はその性格が一般の行政職公務員とはきわめて異なっておりますので、その特殊性にかんがみ、ぜひとも定員削減のわく外としてその対象から除外されるよう、あわせてご配慮をお願いいたします。

記

- 1 大学における教育と研究の整備充実
- 2 学生の厚生補導の整備充実
- 3 附属病院の整備充実

要 望 事 項

- 1 大学における教育と研究の整備充実

現在、大学における教育と研究を行なううえで、もっとも欠陥となっていることは、教員の不足・施設設備の不備・研究費等の不足であって、そのため教育と研究の向上はもちろんこれを維持することさえ困難な状態である。したがって、これを充足するためには、大学における研究と教育の条件を整え、大学院・学部等の整備充実を図ることが緊要であるので、次の事項にかかる予算措置を要望する。

(一) 基盤的教育研究費の増額

- (1) 教官当積算校費の増額（とくに学科目制の格差是正）
- (2) 学生当積算校費の増額
- (3) 教官研究旅費の増額
- (4) 図書館の維持運営費および設備費（図書費を含む。）の増額
- (5) 教育および研究設備の整備充実

(二) 大学院および学部等の整備充実

- (1) 大学院の整備充実（不完全講座の充実）
- (2) 教員の増員（講座・学科目の新設整備）
- (3) 一般教養課程の整備充実（学科目の整備・実験助手の増員）
- (4) 教員養成学部の整備充実（就学児童・生徒の激増に伴う教員養成に要する教官の増員）

(三) 特別研究制度および附置研究所等の整備充実

- (1) 在外研究員の増員
- (2) 科学研究費の増額
- (3) 附置研究所等の整備充実（研究部門および附属研究施設の新設）

- 2 学生の厚生補導の整備充実

当面する学生問題に対応して、学生の教育および学内生活の充実を図るためには、教育環境を整備充実するとともに課程外における教育の充実等教育条件を改善する必要がある。次の事項にかかる予算措置を要望する。

- (1) 教官と学生との交歓等に要する経費の増額
- (2) 課外活動に関する施設設備等に要する経費の増額
- (3) 保健管理センターその他学生の健康管理に要する経費の増額

- 3 附属病院の整備充実

医学の進歩とこれに伴う制度の改善に即応するため、附属病院における診療体制および看護業務の整備充実ならびに病院教官等の処遇の改善を行なうとともに、医療設備を整備充実するため、次の事項にかかる予算措置を要望する。

- (1) 病院教官等（病院医師・非常勤医師）の増員および処遇の改善
- (2) 看護業務要員の増員
- (3) 医療設備の整備充実

4 大学保健管理施設の増加，充実について

昭和45年10月1日

国立大学協会

会長 加藤 一郎

国立大学協会は、かねてより大学保健管理の重要性と保健管理センターの充実整備の必要を認め、これが実現について要望してまいりましたが、昭和46年度においては、さらに一層の推進を期するため、重ねてここに別紙要望書を提出いたします。

つきましては、右要望に対し、特別の措置が講ぜられ、これが実現について格段の配意をお願いいたします。

要 望 書

大学保健管理施設の増加，充実について

国立大学協会は、保健管理の教育上の重要性にかんがみ、大学における保健管理施設の増加，改善，整備について、くりかえし要望してきたところであるが、幸い関係方面の深いご理解とご協力とをえて、昭和41年度、同42年度および同43年度にはそれぞれ4大学に、さらに昭和44年度および同45年度にはそれぞれ9大学に、合計30の国立大学に保健管理センターが設置されるに至ったことは、われわれひとしく感謝するところである。

しかして、今や同センターにおいては、一般的な保健管理業務すなわち健康診断、健康相談、各種検査、予防接種、救急処置などのほか

に、現在最も学内の関心事である精神衛生、災害保障、公害防止などの諸問題に直接関与する必要性が生じ、その業務はますます重大性を加えているのであるが、その設置大学数はまだ全大学の半数にも満たない有様であるから、ぜひ速やかに、全国国立大学に設置されるよう特別のご措置を切に希うものである。

また、このセンターの設立要旨に従って、独立的な機関としてその業務を遂行するためには、所長に専任の教授定員を配置されたく、なお、その施設の整備拡充とその経常費の増額など、あわせてご考慮を払われたく、ここに重ねて強く要望する次第である。

5 奨学制度の改善について

昭和45年10月1日

国立大学協会

会長 加藤 一郎

国立大学協会は、かねてより学生に対する奨学制度の拡充について要望してまいりましたが、昭和46年度予算においては、これが拡充について一層の推進を期するため、重ねてここに別紙要望書を提出いたします。

つきましては、これが要望に対し、格別の措置が講ぜられ、これが充実について格段のご配意をお願いいたします。

要 望 書

奨学制度の改善について

近年の物価上昇に伴い、学生生活費はますます増大し、現行の奨学貸与額では奨学生の生活費の一部しか補足されない現状である。さいわい大学院学生については、本年度において貸与額の増額および貸与人員の増員が行なわれたことは、まことに喜ばしいかぎりである。しか

し、学部学生については奨学制度の改善が取り残されているので、さらにこの面について改善されるよう、次のとおり強く要望する次第である。

- 1 学部学生に対する貸与額を、物価水準に対応するよう大幅に増額すること。
- 2 優秀な人材を確保できるよう、奨学生採用者を増員すること。

6 「大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について」(第1次報告)について

国大協総第125号
昭和45年8月17日

文 部 大 臣
坂 田 道 太 殿
国 立 大 学 協 会
会 長 加 藤 一 郎

当協会においては、この数年来図書館特別委員会を設置して大学図書館問題を検討してまいりましたが、とくに昨年後半期以来、最近の大学改革に関連し「大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について」検討を続け、その結果、去る6月26日同27日開催の第46回総会においてこれを審議し、第1次報告としてこのたび公表することに決定いたしましたの

で、別冊のとおりお送りいたします。つきましては、趣旨ご了承の上、大学図書館に関する行財政上の資料として参考に供せられたくお願いいたします。

(「大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について」(第1次報告)添付)

7 財団法人語学教育振興会のITC(語学集中訓練)について

国大協総第126号2
昭和45年8月11日

文 部 大 臣
坂 田 道 太 殿
国 立 大 学 協 会
会 長 加 藤 一 郎

今回財団法人語学教育振興会から当協会に対し、標記の件について各大学へ周知方別紙(A)のとおり申越がりましたが、わが国の語学教育中その実用面について早急な改善をはかることは、今日における重要な課題であります。

当協会としてもその趣旨に賛成の上これに協力することとし、このたび各国立大学に対し別紙(B)のとおりこれに協力方を要請いたしました。つきましては、これに関する予算上の措置等につきよろしくご配慮くださるようお願いいたします。

(別紙(A), (B)は省略)

C 資 料

○ 中教審第27特別委員会 の審議事項について

この委員会の任務と審議事項

この委員会は、第25、第26特別委員会が作成した教育改革の基本構想の実現を推進するために必要な行政上・財政上の基本的施策について検討することを任務とし、次の二つの領域からなる事項を審議するものとする。

A 基本構想の実現を推進するための実施方策

基本構想の提案する改革の目標に向かって現実を変化させるのに有効適切な実施方策のうち基本的に重要と思われる次の事項について検討する。

- 1 学校教育の多様化に即応して進学を機会を確保する方策
- 2 入試制度の改善と高等教育の開放を促進するための方策
- 3 教員の資質と地位・処遇の改善を総合的に推進するための方策
- 4 高等教育の多様化とその計画的整備充実の方策
- 5 国・公立大学の管理体制と設置形態の改革を促進するための方策
- 6 学生の生活環境の改善充実方策

B 学校教育の総合的な拡充整備に必要な資源の見積り

基本構想による改革を進めつつ今後における学校教育の量的・質的な拡充整備を行なうためにはどの程度の人的・物的資源が必要であり、その供給はどこまで可能かについて、

大網的な見通しを立てる必要があり、そのために、次のような事項について検討する。

- 1 学齢人口と進学率の変動に伴う各学校段階別の教育人口の予測（進学および卒業に関する政策的事項の検討を含む。）
- 2 教員その他の専門的職業における人材需給関係の予測（計画的調整に関する政策的手段の検討を含む。）
- 3 学校の量的・質的拡充整備に必要な臨時的・経常的な教育費の試算（単位教育費、資本装備、地域配置などの政策的事項の検討を含む。）
- 4 教育費の負担区分と財源についての検討（受益者負担、私学助成などの政策的事項の検討を含む。）

中央教育審議会第27特別委員会委員

委 員	阿 部 賢 一	前早稲田大学総長
"	古 賀 逸 策	国際電信電話株式会社参与
"	篠 島 秀 雄	三菱化成工業株式会社社長
"	西 村 三 郎	前都立白鷗高等学校長
"	平 塚 益 徳	国立教育研究所長
"	福 島 恒 春	台東区立下谷中学校長
"	藤 田 健 治	前お茶の水女子大学長
"	堀 尾 正 雄	京都大学名誉教授
臨時委員	市 村 真 一	京都大学東南アジア研究センター所長
"	小 尾 帛 雄	立正女子大学長

// 鈴木重信 神奈川県立教育センター専任顧問
// 堀越克明 私立堀越高等学校長
// 森下泰 森下仁丹株式会社社長

// 吉識雅夫 日本学術振興会理事
// 若泉敬 京都産業大学教授
以上 15名

窓

和漢薬の研究について

わが国に漢薬が伝えられてからおよそ1,200年、明治以後、西洋医薬学の大幅な伝来に至るまで、漢方はわが国の医薬学の主流を形成してきた。その間、幾人かのすぐれたわが国の学者によって漢薬をして名実ともに和漢薬とする努力が行なわれている。華岡青洲による麻酔薬の研究などは、その代表的なものであろう。

しかし、明治中期以後における西欧化と共に、長井長義による麻黄からのエフェドリンの研究の如き例外はあったにしても、一般に和漢薬に対する関心は急速に冷却し、「和漢薬」のもつ評価や学問的意義の追求が忘れ去られたといつてよいであろう。

はたして和漢薬は近代医薬学の研究の対象にはなりえないのか。和漢薬は何故今日でもかなりの量が使われているのか。現実に治療的効果を発揮するのは、どのようなメカニズムによっているのか。西洋医薬学の急速な進歩のなかに、このような疑問を持ちつづけた研究者の数は少なくないと思う。

ところで医薬品開発の歴史をふりかえってみると、いわゆる生薬が材料となり、その地方の伝説、住民のいい伝えをもとに新しい有効な薬品が開発されていることが多い。キナ皮からのキニーネ、ジギタリス葉からのジギタリス、インド蛇木からのレセルピン等はその典型的なものであろう。実際に有効であるという経験的事実は、無視することのできないものをもっている。人類の知恵のすばらしさともいうべきであろうか。

本学に、和漢薬研究施設が発足して以来8年、その間、資源開発、生物試験、臨床利用、病態生化学の四部門に発展し、昭和42年に第1回和漢薬シンポジウムを立山で開催し、今年で第4回を重ねた。その間、現代臨床医学者、基礎医学者、漢方医学者、薬学者をまじえて、和漢薬研究の近代化を追求し、次第に解明の糸口が見い出され、その成果もあがりつつあることは誠に喜ばしいことである。

(富山大学薬学部 和漢薬研究施設長 教授 大浦彦吉)

D そ の 他

○細谷学長の逝去 細谷山形大学長には8月17日心筋梗塞のため急逝された。加藤会長から8月23日行なわれた大学葬に際し弔辞をおくられた。

1 学長・役員等の異動について

(1) 学長の交替

大学名	旧	新
山形大学	細谷 恒夫 安濃 恒友 (事務取扱)	安濃 恒友 (事務取扱) 広根徳太郎
千葉大学	香月 秀雄 (事務取扱)	相磯 和嘉
東京医科歯科大学	清水 文彦 (事務取扱)	清水 文彦
名古屋工業大学	森島宗太郎 (事務取扱)	森島宗太郎
九州大学	入江 英雄	池田 数好
熊本大学	六反田藤吉	黒田 正己

(2) 役員等の交替

役職名

○監事

(旧) 細谷 恒夫 (山形大)

(新) 安濃 恒友 (//) 事務取扱

(旧) 安濃 恒友 (山形大) 事務取扱

(新) 広根徳太郎 (//)

○教職員の厚生等に関する特別委員会委員長

(新) 相磯 和嘉 (千葉大)

(3) 委員、専門委員の交替

1) 第3常置委員会専門委員

西尾 貫一 (東京大学教授) 委嘱

大嶋 藤三 (東京大学学生部次長) 委嘱
大石三四郎 (東京教育大学教授) //

2) 第4常置委員会教員委員 (1名増員による)

宮田 尚文 (京都大学教授) 委嘱

3) 第4常置委員会専門委員

小路 敏彦 (長崎大学助教授) 委嘱

宮田 尚文 (京都大学教授) 退任

池田 数好 (九州大学教授) //

4) 第6常置委員会専門委員

高梨 昌 (信州大学助教授) 委嘱

隅谷三喜男 (東京大学教授) 退任

5) 大学運営協議会委員 (地区)

広根徳太郎 (山形大学長) 委嘱

6) 大学運営協議会臨時委員

熊谷 三郎 (愛媛大学長) 委嘱

雄川 一郎 (東京大学教授) //

7) 大学運営協議会専門委員

成田 頼明 (横浜国立大学教授) 委嘱

鈴木 寛 (金沢大学教授) //

8) 教養課程に関する特別委員会教員委員

前田 陽一 (東京大学教授) 委嘱

9) 教養課程に関する特別委員会専門委員

今堀 誠二 (広島大学教授) 委嘱

10) 教職員の厚生等に関する特別委員会教員委員

山本 義一 (東北大学教授) 委嘱

隅谷三喜男 (東京大学教授) //

11) 教職員の厚生等に関する特別委員会専門委員

苫米地秋郎 (弘前大学学生部次長) 委嘱

神田 保 (千葉大学経理部長) //

高岡 盛男 (東京農工大学庶務部長) 委嘱
手塚卯津美 (一橋大学事務局長) //

2 寄贈図書

大学問題検討準備委員会報告 (1970. 4. 30)

群馬大学

昭和44年度学術研究の調査に関する報告書

文部省

静岡大学教養部白書

静岡大学

池田家文庫総目録

岡山大学

大学問題研究会中間報告 (その2)

愛媛大学

④鳥取大学制度改革準備委員会報告書

鳥取大学

Universitas vol. 12 No. 3 1970

Stuttgart

大学制度調査委員会報告書

長崎大学

日本列島の大学像について

坂田文部大臣

大学問題研究会報告 (第1分冊)

// 第1研究部会報告 (第2分冊)

// 第2 // (第3分冊)

// 第3 // (第4分冊)

// 合同研究会報告 (第5分冊)

研究所の現状と今後のあり方について

大学の理念および構造について (資料1)

大学の構造 (資料2)

大学における研究と教育のあり方について

および学部と大学院の結合関係について

(資料3)

「学部の壁」論

(資料4)

研究・教育組織の在り方について (資料5)

一貫教育論 (資料6)

校友論 (資料7)

教員論 (資料8)

職員論 (資料9)

学生論 (学部学生) (資料10)

// (II) 自治会 (資料11)

// (III) 学生の交渉権ならびにストラ

イキ (資料12)

公費助成についての理論的考察 (資料13)

以上早稲田大学

会報 (大学改革問題特集号) 第20号

大学基準協会

戦後の日本における留学生教育制度の推移

とその諸問題 千葉大学

教育と研究の改革準備に関する答申 三重大学

「仮設I」(その1) 研究・教育体制改革

の基本構想(その2) 教育体制改革の構想

広島大学

関西医科大学における「昭和45年度の卒業

臨床医学教育計画」

医療総合対策

関西医科大学

日本医師会

大学問題についての中間報告 日本学術会議

医学教育の改善, 改革の状況について

京都大学医学部

教育組織・研究組織(その2)

学生の「団体交渉」

学生のストライキ

管理・運営組織の問題点その5 事務組織

以上弘前大学

北里大学医学部の根本理念

北里大学

大学の学生生活とその指導第1部面接資料(B)

// (C)

国立教育研究所

学内通信(第1集)	広島大学	//	~(その3)研究教育の問題~
東大病院組織改革準備委員会報告書		//	~(その4)規律(処分)の問題~
	東京大学医学部		香川大学
医学教育第1巻第5号			医学部改革の基本的理念と構想
	日本医学教育学会		九州大学
筑波新大学のあり方について			文部共済のあゆみ
	文部省		文部省
香川大学大学問題研究委員会中間報告草案			

窓

「日光の自然を守る運動」をはじめた動機

「私は今、山の木が切られて、昆虫や鳥達がめっきり少なくなっていることに心を痛めている」と友人に話した。すると彼は「営林署に頼めばいいじゃないか」という。それで私は「木を切っているのは営林署なんだ」といった。ところが彼は、営林署は山の木を切るところではなく、山を守る役所と心得ていたという。私は、案外一般の方々にはそういう風に理解されているのだなと思った。

私はこの春、森林害虫の調査のため奥日光の山中を歩いていた。そのうち、道の両側にまったく木のない、しかも除草剤が散布されて山肌が褐色に爛れている戦場のようなところに出た。切られた木はその切株から、ミズナラ、ニレ、シラビソ、コメツガなどの直径1~2mにもおよぶ数百年生の大木とわかった。そこには花は無論、虫も鳥も見られず、ただ無気味に静まりかえっていた。こんな光景が4km以上も続いていた。日光国立公園の中でこんなことが許されていいのだろうか。どうして、あんな見事な原生林を切らねばならなかったのだろう。この辺には日本で2、3ヶ所しかいない高山蝶のオオイチモンジ、フタスジチョウをはじめ、多数の珍しいカミキリムシ類が棲息していたのに。それにこの辺は農林省の鳥獣保護区に指定されていたはずなのに。そんなことを考えながら歩いていると、伐採原野の中に「草木を愛しましょう」という看板を発見した。しかし、私は失望した。同じ看板に〇〇営林署と書いてあったのだ。後日、管轄の営林署の人にお会いした時、あの看板のことを問うてみた。すると、その人は、いかにも怒った様子で、「伐採後に植林を行なっている。あの文字は、切った後に植えた木を大切にしようという意味なのだ」という。私は、この時もはや営林署に、美しい日光の、しかも動植物の宝庫でもある原生林の管理はまかしておけぬと決心した。

(宇都宮大学農学部講師、日光の自然を守る会幹事、応用昆虫学専攻、稲泉三丸)

編集後記

特別寄稿として増田先生（前一橋大学長，前副会長）から、「大学セミナーハウスの現状と問題点」を頂いた。今日的な問題として、地域各大学にとって極めて有益な参考になるものと思われる。また村尾教授からは「大学保健のこと」を、非常にご多忙の中から寄せて頂いた。お礼を申し上げる。公害防止や自然保護憲章の制定が問題になっている折柄、さき頃「日光の自然を守る会」が誕生して宇都宮大の先生方が中心になって熱心にやって居られることが新聞に出ていたが、そのことについて同大学の稲泉先生から、また富山とは切っても切れぬ「和漢薬について」富山大の大浦先生から、女王卑弥弥子の活躍した「邪馬台国について」山口大の山本先生から、それぞれ興味ある「窓」欄の記事をいただいたことを感謝する。

国大協では努力してすべての会議の議事要録をとっているが、そのうち主なものは毎号の会報に登載されている。大学の方々にぜひお読み願って内容を知って頂くとともに、ご意見等も寄せて頂ければ幸と願っている。（C）

昭和45年11月20日 印刷
昭和45年11月24日 発行 (非売品)

会 報 第 50 号

東京都文京区本郷7丁目3番1号
東 京 大 学 構 内
国立大学協会事務局長

印刷兼
発行者

鶴 田 酒 造 雄

電話 (812) 2111 内線 {4450
(直通) (813) 0647 {5126

郵便番号 113